

職 発 0825 第 1 号  
令和 7 年 8 月 25 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇(法第 30 条の 3 の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。)の確保又は法定の要件を満たす労使協定(法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づいた、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をいう。以下同じ。)による待遇の確保(以下「労使協定方式」という。)のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされている。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定により定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省令で定めるものと同様以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

令和 8 年度の一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきを期されたい。

記

## 第1 基本的な考え方

### 1 労使協定方式の趣旨・目的等

派遣労働者について、その就業場所は派遣先であり、待遇に関する納得感を考慮するためには、派遣先の労働者との均等・均衡待遇を確保するための措置が重要な観点となる。

一方で、この場合、派遣先が変わるごとに賃金水準が変わり、派遣労働者の所得が不安定になることが想定され、また、一般に賃金水準は大企業であるほど高く、小規模の企業であるほど低い傾向にあるが、派遣労働者が担う職務の難易度は、同種の業務であっても大企業であるほど高度で、小規模の企業ほど容易とは必ずしも言えず、結果として派遣労働者個人の段階的・体系的なキャリアアップ支援と不整合な事態を招くこともあり得るものである。

このため、労使協定方式については、派遣元事業主が労使協定を締結した場合には、労使協定に基づき派遣労働者の待遇を決定することで、計画的な教育訓練や職務経験による人材育成を経て、段階的に待遇を改善するなど、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行うことができるようにしたものである。

したがって、上記の趣旨・目的を踏まえ、労使協定方式による待遇とされる派遣労働者（以下「協定対象派遣労働者」という。）の賃金の額については、一般賃金の額が下がった場合であっても、見直し前の労使協定に定める額を基礎として、公正な待遇の確保について労使で十分に協議することが望まれるものである。

実際にこれにより待遇を引き下げ場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであり、労働条件の不利益変更には、労働契約法（平成19年法律第128号）上、原則として労使双方の合意が必要であることに留意が必要である。

また、賃金を引き下げを目的に、使用する統計等の変更及び使い分けを行うことは、法の趣旨に反するものとして認められない。

令和8年度の一般賃金水準（一般基本給・賞与等）は、産業計・職業計で上昇し、また、上昇する職種の数も増加することとなったが、協定対象派遣労働者の待遇改善を進める観点から、改訂後の一般賃金水準を遵守した上で、昨今の経済・物価動向及び賃金動向を勘案して賃金を決定することについて労使で十分に協議することが考えられること。

## 2 労使協定に定める賃金の決定の方法

派遣元事業主は、派遣労働者の待遇について、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないが、法第30条の4第1項の規定に基づき、労使協定を締結し、法定の事項を定めた場合には、労使協定に基づく待遇（法第40条第2項の教育訓練及び同条第3項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定に定める事項については、法第30条の4第1項各号に掲げられているが、同項第2号の規定に基づき、協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法を定めなければならない。また、当該方法については、同項第2号イ及びロに基づき、以下の3及び4に定める要件を満たすものでなければならない。

ただし、要件を満たした労使協定を締結した場合であっても、労使協定に定めた協定対象派遣労働者の賃金の決定の方法に基づき、協定対象派遣労働者に対して賃金が支払われていない場合には、労使協定に定めた事項を遵守していないものとして、法第30条の3の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇を確保しなければならないことに留意すること。

## 3 法第30条の4第1項第2号イの要件

労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額については、一般賃金の額と同等以上となるものでなければならない。

### (1) 一般賃金

一般賃金の額については、法第30条の4第1項第2号イ及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「則」という。）第25条の9の規定により、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされており、派遣労働者の業務、能力及び経験並びに派遣就業場所が勘案されるものである。

この「一般の労働者」とは、無期雇用かつフルタイムの労働者をいう。

また、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、平成11年11月17日付女発第325号、職発第814号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」第7の5と同様である。具体的には、工場、事務所、店舗等、場所的に他の事業所その他の場所から独立していること、経営

の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断することとなり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではない。また、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所とは限らず、上記の独立性や持続性を踏まえた判断に応ずるものであり、例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合において、埼玉県の就業場所が上記の判断の結果、独立性や持続性を有していない場合については、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都である。

なお、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

#### (2) 協定対象派遣労働者の賃金

法第30条の4第1項第2号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

#### (3) 同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいう。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

### 4 法第30条の4第1項第2号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

なお、これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

### 5 適用日等

本通知は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間について、適用することとする。

なお、本通知で定める一般賃金の額について、適用日より前に適用することを妨げるものではない。ただし、本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用することにより、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げ場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであることに留意すること。

また、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げを目的に、一部の職種のみ本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用する場合等は、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年度更新する。

## 第2 一般賃金の取扱い

一般賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとする。

### 1 基本給・賞与・手当等

(1) 一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等は以下の方法により算出することとする。

方法：職種別の基準値 (①) × 能力・経験調整指数 (②) × 地域指数 (③)

#### ① 職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

#### ② 能力・経験調整指数

「能力・経験調整指数」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数である。具体的には、「勤続0年」を100として算出したものであり、以下の表のとおりとなる。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

### ③ 地域指数

「地域指数」とは、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出した指数である。

#### (2) 一般基本給・賞与等の額

(1) に定める一般基本給・賞与等の額については、別添1又は別添2の数値（(1)の①×②）に別添3の地域指数（(1)の③）を乗じた額とし、当該方法により一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

また、一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の「基準値（0年）」の額が最低賃金法（昭和24年法律第137号）第9条第1項の地域別最低賃金（以下「地域別最低賃金」という。）又は同法第15条第1項の特定最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）を下回る場合には、地域別最低賃金又は特定最低賃金の額を「基準値（0年）」の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること。この場合においても、一般基本給・賞与等を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

なお、別添1及び別添2の数値については、以下の点に留意すること。

#### ① 賃金構造基本統計調査の数値の留意点

イ 「基準値（0年）」の数値は、以下の（イ）から（ハ）までのおり集計したものである。

（イ） 賃金構造基本統計調査（集計対象：企業規模10人以上の企業）の無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額（12ヶ月で除したもの）」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出。

（ロ） （イ）で算出した数値から一般の労働者の通勤手当相当分「79円」（2の（2）参照）を控除。

（ハ） 賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、（ロ）で算出した数値から学歴計の初任給との差（12.5%）を控除。

ロ 「基準値（0年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（0年）の額が、令和8年度に適用される基準値（0年）の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和8年度に適用される基準値（0年）の額が最も高い場

合は、「-」と記載。

ハ 「参考値（0年）」の数値は、一般の労働者の通勤手当相当分「79円」の控除及び学歴計の初任給との差（12.5%）の調整を行う前のイの（イ）の数値である。

② 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした数値の留意点

イ 「基準値（0年）」の数値は、以下の（イ）及び（ロ）のとおり集計したものである。

（イ） ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの労働者の求人賃金の下限額の平均を時給換算した額（月額×12÷52÷40）を算出。なお、求人賃金は、勤続年数別に整理することができないため、勤続0年目相当の額として、未経験者の賃金額と考えられる下限額の平均を基準値としたものである。

（ロ） 求人賃金に特別給与が含まれていないことから、賞与相当分を勘案するため、（イ）で算出した数値に、賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の特別給与により計算した賞与指数「1.02」を乗じた数値を算出。

ロ 基本給及び定期的に支払われる手当が含まれており、通勤手当は含まれていない。

ハ 「基準値（0年）最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値（0年）の額が、令和8年度に適用される基準値（0年）の額より高い場合にその最大の額を記載。

なお、令和8年度に適用される基準値（0年）の額が最も高い場合は、「-」と記載。

ニ 「参考値（0年）」の数値は、ハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金（月給）の上限額と下限額の間値の平均を時給換算（月額×12÷52÷40）し、賞与指数「1.02」を乗じた数値である。

## 2 通勤手当

一般賃金のうち通勤手当（以下「一般通勤手当」という。）については、以下の（1）又は（2）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、（1）と（2）の双方を選択することも可能である。

（1）実費支給により「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に対し、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の通勤距離や通勤方法に応じた実費が支給される場合には、一般通勤手当と同等以上であるものとする。ただし、当該通勤手当の額に上限があるため、通勤手当の額が、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費

用の実費に満たない協定対象派遣労働者がおり、当該上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額が「79円」未満である場合には、当該額が「79円」以上となるようにすること。

- (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合  
一般の労働者の1時間あたりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「79円」とする。

※「79円」は、「平成25年企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構）」の通勤手当の平均額を「平成25年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を除いて得た「給与に占める通勤手当の割合」に「令和6年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

### 3 退職金

一般賃金のうち退職金（以下「一般退職金」という。）については、以下の(1)、(2)又は(3)から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに(1)から(3)までを選択することも可能である。

- (1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数及び退職手当の支給金額を示した別添4により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

- (2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合  
一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合（以下この(2)及び(3)において「退職給付等の費用の割合」という。）を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

- (3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

※「5%」とは、「令和3年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」（令和3年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額）に占める割合である。

※一人の協定対象派遣労働者について、(2) 及び (3) を併用することが可能であり、その場合にも、(2) 又は (3) と同様、退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。

### 第3 協定対象派遣労働者の賃金の取扱い

第2の一般賃金の額と同等以上の額を確保する必要がある協定対象派遣労働者の賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとし、これらの賃金の全部又は一部を合算して「同等以上」を確保する場合の取扱いは、4のとおりとする。

#### 1 基本給・賞与・手当等

以下の(1) 及び(2) を合算した額を時給換算した額をいい、当該額が一般基本給・賞与等の額と同額以上でなければならない。また、時給換算した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てることとする。

##### (1) 基本給

個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額をいう。

##### (2) 賞与・手当等

賞与・手当等に相当する賃金については、例えば、業績に連動した手当等のように、仮に個々の協定対象派遣労働者ごとに一定額の支払いを求めることとした場合に、賞与・手当等としての機能や賃金体系の柔軟性が失われるおそれがあるものもあることから、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

#### 2 通勤手当

##### (1) 実費支給により「同等以上」を確保する場合

第2の2の(1) のとおりである。

##### (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合

通勤手当として支給される賃金を時給換算した額をいい、当該額が第2の2の(2) の「79円」以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも

可能である。

### 3 退職金

#### (1) 退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度をいい、第2の3の(1)のとおり設定した一般の労働者の退職手当制度と同等以上の水準となるものでなければならない。この「協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度」については、「全ての協定対象派遣労働者に適用されるものであること」、「退職手当の決定、計算及び支払の方法(例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払の方法をいう。)」及び「退職手当の支払の時期」が明確なものでなければならない。

なお、「同等以上の水準」とは、第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金の勤続年数別の支給月数又は支給金額と同水準以上であることをいう。

#### (2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合

協定対象派遣労働者に支給される退職金相当の手当等に相当する賃金をいい、当該賃金の額が第2の3の(2)の一般退職金と同額以上でなければならない。当該賃金の額については、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額」のほか、「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等を労使で選択することも可能である。

#### (3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

第2の3の(3)の一般退職金の額以上の掛金(派遣元事業主負担分に限る。以下同じ。)により、中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等(以下「中小企業退職金共済制度等」という。)に加入する場合又は一般退職金の額以上の退職一時金の費用を派遣元事業主が負担している場合には、協定対象派遣労働者の退職金が一般退職金と同等以上であるものとみなす。この「等」には、例えば、派遣元事業主が独自に設けている企業年金制度が含まれるものである。

なお、派遣労働者の納得感により資するよう、協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等の額に退職給付等の費用の割合を乗じた額以上の額を中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金、確定拠出年金等の掛金等とすることが望ましいものである。

※一人の協定対象派遣労働者について、(2)及び(3)を併用することが可能であり、その場合には、(2)の賃金と(3)の掛金等の合

計額が、第2の3の(2)又は(3)の一般退職金の額と同額以上でなければならない。

4 「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算する場合の取扱い

「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」の全部又は一部を合算した上で一般賃金の額と「同等以上」を確保する場合には、以下の表の①から③までのいずれかの方法によらなければならない。なお、「通勤手当」を合算することができるのは、第2の2の(2)及び第3の2の(2)の場合に限られ、「退職金」を合算することができるのは、第2の3の(2)及び第3の3の(2)の場合に限られる。

	一般賃金	協定対象派遣労働者の賃金
①	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当」(79円)	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」
②	「一般基本給・賞与等」 + 「一般退職金」(5%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 + 「退職金」
③	「一般基本給・賞与等」 + 「一般通勤手当」(79円) + 「一般退職金」(5%を一般基本給・賞与等に乗じた額)	「基本給・賞与・手当等」 + 「通勤手当」 + 「退職金」

第4 労使協定の締結における留意点

以下の1から3について、労使で十分な協議を行った上で合意した内容を労使協定に定めること。

また、労使協定の締結にあたっては、第1の1に記載のとおり、労使協定方式の趣旨・目的等に鑑みて、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について労使で十分に協議すること。

1 基本給・賞与・手当等

以下の(1)から(3)までを労使で選択し、選択した内容をもとに、第2の1のとおり一般基本給・賞与等を算定した上で、算定した一般基本給・賞与等及び協定対象派遣労働者の基本給・賞与・手当等を労使協定に定めること。

### (1) 職種別の基準値

一般基本給・賞与等の職種別の基準値は、労働者派遣契約、就業の実態等を勘案し、別添1又は別添2の職種の基準値のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること。例えば、協定対象派遣労働者の「中核的業務」をもとに、これらの統計の職種別の賃金を選択することが考えられる。なお、「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う個々の業務のうち、当該職務を代表する中核的なものを指し、「与えられた職務に本質的又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従って総合的に判断されるものである。職種の選択に当たっては、職種について解説している「賃金構造基本統計調査の「役職及び職種解説」又は「第5回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表改訂の経緯とその内容」(独立行政法人労働政策研究・研修機構 2022年12月)を参照すること。

また、別添1又は別添2のうち、どの職種を選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることが目的として、恣意的に職種を使い分けることは法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、職種ごとに別添1及び別添2を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。また、一つの労使協定において、別添2の職種を選択する場合であって、「大分類」と「当該大分類内の中分類又は小分類」又は「中分類」と「当該中分類内の小分類」を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

### (2) 能力・経験調整指数

一般基本給・賞与等の能力・経験調整指数は、第2の1の(1)の②のとおりであるが、協定対象派遣労働者の賃金の決定方法に応じて、協定対象派遣労働者の能力及び経験を踏まえつつ、一般の労働者の勤続何年目相当に該当するかを考慮して適切なものを選択し、労使協定に定めること。例えば、協定対象派遣労働者の賃金が職務給である場合には、派遣労働者の業務の内容、難易度等が一般の労働者の勤続何年目に相当するか、という観点から選択することが考えられる。

### (3) 地域指数

一般基本給・賞与等の地域指数は、第2の1の(1)の③のとおりであるが、協定対象派遣労働者の派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む都道府県又はハローワーク別の地域指数を選択し、労使協定に定めること。

また、都道府県又はハローワーク別の地域指数のいずれかを選択するかは、基本的には労使の選択に委ねられるものであるが、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げることが目的として、恣意的に地域指数を使い分けることは、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、一つの労使協定において、都道府県及びハローワーク別の地域指数を使い分ける場合には、その理由を労使協定に記載すること。

なお、地域指数として全国計「100.0」の数値を用いることについては、則第25条の9に定める「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地」を勘案していることにはならず、一般賃金の額の算定要件を満たすものではないため、認められない。

## 2 通勤手当

### (1) 実費支給により同等以上を確保する場合

協定対象派遣労働者に対して、通勤手当として、派遣就業の場所と居住地の距離に係る費用の実費に相当する額を支給する旨を労使協定に定めること。当該額に上限がある場合には、上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額をあわせて労使協定に定めること。

### (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合 第2の2の(2)の一般通勤手当「79円」及び第3の2の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

## 3 退職金

### (1) 退職手当制度で比較する場合

第2の3の(1)のとおり設定した一般退職金及び第3の3の(1)の協定対象派遣労働者を対象とする退職手当制度を労使協定に定めること。

### (2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合 第2の3の(2)の一般退職金及び第3の3の(2)又は4を満たすことが分かる内容を労使協定に定めること。

### (3) 中小企業退職金共済制度等に加入する場合

協定対象派遣労働者が中小企業退職金共済制度等に加入する旨を労使協定に定めること。例えば、中小企業退職金共済制度の場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間で退職金共済契約を締結する旨を労使協定に定めることが考えられる。

## 第5 本通知に示す統計以外の統計の利用

一般基本給・賞与等、一般通勤手当及び一般退職金については、以下の1から3までのとおり、本通知に示す統計以外の統計(以下「独自統計等」という。)を用いることを可能とする。なお、独自統計等を用いる場合には、その理由を労使協定に記載すること。

### 1 一般基本給・賞与等

#### (1) 考え方

一般基本給・賞与等については、第2の1の(2)のとおり、本通知に示す別添1又は別添2の数値等を労使で選択することとなるが、賃金構造基本統計調査で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合、又は厚生労働省編職業分類の各小分類に含まれる職業に照らして、当該小分類に係る求人賃金の下限額の平均が派遣労働者の実際に行う業務に対する賃金の基準値とするのに適切でないと思われる場合等には、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

#### (2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等(統計法第2条第2項の独立行政法人等をいう。第5において同じ。)による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

#### (3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、厚生労働省職業安定局需給調整事業課(以下「需給調整事業課」という。)への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2)の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする業務等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般基本給・賞与等として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする基本給・賞与・手当等の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般基本給・賞与等として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

#### (4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値を一般基本給・賞与等とする場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 原則として、独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。調査対象地域が全国又は都道府県をまたぐ地域である場合には、派遣先の事業所その他派遣就業の場所に依じて、地域指数により数値を補正すること。
- ③ 独自統計等の有効期間は原則1年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること(ただし、用いようとする独自統計等について、当該独自統計等が最新版の調査であるか確認すること)。

## 2 一般通勤手当

### (1) 考え方

第2の2の(2)の「79円」については、無期雇用かつフルタイムの労働者に支給された通勤手当の平均値をもとに算出した限定的な数値であるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

(2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

(3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2)の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする地域又は交通手段等が明確であること。
- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、地域ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般通勤手当を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般通勤手当として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする通勤手当の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般通勤手当として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

#### (4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般通勤手当を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。ただし、労使で十分な議論を行うことを前提として、適切な賃金上昇率を用いて補正し、労使協定に記載する場合は、当該補正を行った額を使用することも認められること。

### 3 一般退職金

#### (1) 考え方

第2の3の(1)の別添4については、例えば、調査対象が中小企業であることなど、一般の労働者の退職金として示す数値に限りがあるため、一定の要件を満たすことを条件として、独自統計等を用いることを認める。

#### (2) 使用可能な独自統計等

以下の①から③までの統計を認める。

- ① 統計法第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、(3)の要件を満たすもの

#### (3) 独自統計等の要件

(2)の①及び②については、需給調整事業課への協議は不要であるが、例えば、一般賃金として適切な母集団でない統計調査等は独自統計等として認められない。

(2)の③の統計については、以下の①から⑦までの事項を満たすものでなければならない。また、既存の統計ではなく、(2)の③の統計に該当する統計を作成するため、経済団体、労働組合、業界団体等が新たに調査を実施する場合には、当分の間、当該調査を実施する前に、需給調整事業課に協議するものとする。

また、派遣元事業主は、(2)の③の統計を用いる場合には、当分の間、労使協定を締結する前に、需給調整事業課に協議するものとする。ただし、経済団体、労働組合、業界団体等が実施した調査であって同課に協議したものによる統計を用いる場合には、労使協定を締結する前に、同課に報告するものとする。

- ① 調査対象とする受給者等が明確であること。

- ② 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種等ごとに標準誤差率5%以内又は250以上のサンプルサイズが確保されていること。
- ③ 標本が無作為に抽出されていること。
- ④ 一般退職金を調査するものとして、適切な母集団が設定されていること。具体的には、母集団が少数の企業のみで構成されている場合や派遣先の顧客企業のみで構成されている場合、企業規模に偏りがある場合、母集団を恣意的に操作できる場合等は、認められない。また、当該母集団の特性を⑦の公表の際に示すこと。
- ⑤ 一般退職金として用いる調査として、適切な復元処理を行っていること。
- ⑥ 調査時点が適切であること。原則として、適用しようとする退職金の直近1年以内の数値を調査することとするが、これより前の数値を調査する場合には、一般退職金として用いる際に、適切な賃金上昇率を用いて補正すること。
- ⑦ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う公表を前提とした統計調査であること。

(4) 独自統計等を用いる場合の留意点

- ① 独自統計等の数値をもとに一般退職金を設定した場合には、独自統計等を労使協定に添付するとともに、独自統計等を用いる理由を労使協定に記載すること。
- ② 独自統計等の調査対象地域に協定対象派遣労働者の就業場所等が含まれていること。
- ③ 独自統計等の有効期間は5年とすること。

## 賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）

別添1

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
産業計	1,442	1,641	1,756	1,800	1,927	2,058	2,558	-	1,727
1031 管理的職業従事者	3,558	4,049	4,334	4,440	4,753	5,077	6,312	-	4,145
1051 研究者	1,795	2,043	2,186	2,240	2,398	2,561	3,184	-	2,130
1072 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	1,669	1,899	2,033	2,083	2,230	2,382	2,961	-	1,986
1073 機械技術者	1,534	1,746	1,868	1,914	2,049	2,189	2,721	-	1,832
1074 輸送用機器技術者	1,455	1,656	1,772	1,816	1,944	2,076	2,581	-	1,742
1076 金属技術者	1,320	1,502	1,608	1,647	1,764	1,884	2,342	1,363	1,588
1077 化学技術者	1,453	1,654	1,770	1,813	1,941	2,073	2,578	-	1,740
1091 建築技術者	1,574	1,791	1,917	1,964	2,103	2,246	2,792	-	1,878
1092 土木技術者	1,523	1,733	1,855	1,901	2,035	2,173	2,702	-	1,820
1093 測量技術者	1,263	1,437	1,538	1,576	1,687	1,802	2,241	1,418	1,522
1101 システムコンサルタント・設計者	2,167	2,466	2,639	2,704	2,895	3,092	3,844	-	2,556
1104 ソフトウェア作成者	1,670	1,900	2,034	2,084	2,231	2,383	2,963	-	1,988
1109 その他の情報処理・通信技術者	1,759	2,002	2,142	2,195	2,350	2,510	3,120	-	2,089
1119 他に分類されない技術者	1,415	1,610	1,723	1,766	1,890	2,019	2,510	-	1,696
1121 医師	4,223	4,806	5,144	5,270	5,642	6,026	7,492	4,453	4,905
1122 歯科医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1123 獣医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1124 薬剤師	1,900	2,162	2,314	2,371	2,538	2,711	3,371	-	2,250
1131 保健師	1,561	1,776	1,901	1,948	2,085	2,228	2,769	-	1,863
1132 助産師	1,557	1,772	1,896	1,943	2,080	2,222	2,762	-	1,858
1133 看護師	1,487	1,692	1,811	1,856	1,987	2,122	2,638	-	1,778
1134 准看護師	1,222	1,391	1,488	1,525	1,633	1,744	2,168	1,236	1,475
1141 診療放射線技師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1143 臨床検査技師	1,340	1,525	1,632	1,672	1,790	1,912	2,377	-	1,610
1144 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	1,351	1,537	1,646	1,686	1,805	1,928	2,397	-	1,623
1146 歯科衛生士	1,397	1,590	1,702	1,743	1,866	1,994	2,478	-	1,676
1147 歯科技工士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1151 栄養士	1,154	1,313	1,406	1,440	1,542	1,647	2,047	-	1,398
1159 その他の保健医療従事者	1,215	1,383	1,480	1,516	1,623	1,734	2,155	1,306	1,468
1163 保育士	1,229	1,399	1,497	1,534	1,642	1,754	2,180	-	1,484
1168 介護支援専門員(ケアマネージャー)	1,410	1,605	1,717	1,760	1,884	2,012	2,501	-	1,690
1169 その他の社会福祉専門職業従事者	1,290	1,468	1,571	1,610	1,723	1,841	2,288	-	1,553
1173 法務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1181 公認会計士、税理士	2,106	2,397	2,565	2,628	2,814	3,005	3,736	-	2,486
1189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1191 幼稚園教員、保育教諭	1,164	1,325	1,418	1,453	1,555	1,661	2,065	-	1,409
1192 小・中学校教員	2,111	2,402	2,571	2,635	2,820	3,012	3,745	-	2,492
1194 高等学校教員	1,670	1,900	2,034	2,084	2,231	2,383	2,963	-	1,987
1196 大学教授(高専含む)	3,633	4,134	4,425	4,534	4,854	5,184	6,445	-	4,231
1197 大学准教授(高専含む)	2,944	3,350	3,586	3,674	3,933	4,201	5,223	3,076	3,444
1198 大学講師・助教(高専含む)	2,337	2,660	2,846	2,917	3,122	3,335	4,146	-	2,750
1199 その他の教員	1,449	1,649	1,765	1,808	1,936	2,068	2,571	1,464	1,735
1201 宗教家	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1211 著述家、記者、編集者	1,759	2,002	2,142	2,195	2,350	2,510	3,120	-	2,089

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1221 美術家、写真家、映像撮影者	1,092	1,243	1,330	1,363	1,459	1,558	1,937	<u>1,186</u>	1,327
1224 デザイナー	1,362	1,550	1,659	1,700	1,820	1,944	2,416	-	1,635
1231 音楽家、舞台芸術家	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1244 個人教師	1,256	1,429	1,530	1,567	1,678	1,792	2,228	-	1,514
1249 他に分類されない専門的職業従事者	1,624	1,848	1,978	2,027	2,170	2,317	2,881	-	1,935
1251 庶務・人事事務員	1,468	1,671	1,788	1,832	1,961	2,095	2,604	-	1,757
1253 企画事務員	1,983	2,257	2,415	2,475	2,649	2,830	3,518	-	2,345
1254 受付・案内事務員	1,075	1,223	1,309	1,342	1,436	1,534	1,907	<u>1,347</u>	1,307
1255 秘書	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1256 電話応接事務員	1,355	1,542	1,650	1,691	1,810	1,934	2,404	-	1,627
1257 総合事務員	1,461	1,663	1,779	1,823	1,952	2,085	2,592	-	1,749
1259 その他の一般事務従事者	1,445	1,644	1,760	1,803	1,931	2,062	2,563	-	1,730
1261 会計事務従事者	1,457	1,658	1,775	1,818	1,947	2,079	2,585	-	1,744
1271 生産関連事務従事者	1,298	1,477	1,581	1,620	1,734	1,852	2,303	-	1,562
1281 営業・販売事務従事者	1,421	1,617	1,731	1,773	1,898	2,028	2,521	-	1,703
1291 外勤事務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1301 運輸・郵便事務従事者	1,226	1,395	1,493	1,530	1,638	1,750	2,175	<u>1,327</u>	1,480
1311 事務用機器操作員	1,271	1,446	1,548	1,586	1,698	1,814	2,255	-	1,532
1321 販売店員	1,176	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086	-	1,423
1324 その他の商品販売従事者	1,353	1,540	1,648	1,689	1,808	1,931	2,400	<u>1,392</u>	1,625
1331 販売類似職業従事者	1,728	1,966	2,105	2,157	2,309	2,466	3,065	-	2,054
1344 自動車営業職業従事者	1,296	1,475	1,579	1,617	1,731	1,849	2,299	-	1,560
1345 機械器具・通信・システム営業職業従事者 (自動車を除く)	1,558	1,773	1,898	1,944	2,081	2,223	2,764	-	1,860
1346 金融営業職業従事者	1,579	1,797	1,923	1,971	2,110	2,253	2,801	-	1,883
1347 保険営業職業従事者	1,478	1,682	1,800	1,845	1,975	2,109	2,622	-	1,768
1349 その他の営業職業従事者	1,494	1,700	1,820	1,865	1,996	2,132	2,650	-	1,786
1361 介護職員(医療・福祉施設等)	1,164	1,325	1,418	1,453	1,555	1,661	2,065	-	1,409
1362 訪問介護従事者	1,331	1,515	1,621	1,661	1,778	1,899	2,361	-	1,600
1371 看護助手	1,031	1,173	1,256	1,287	1,377	1,471	1,829	-	1,257
1379 その他の保健医療サービス職業従事者	1,000	1,138	1,218	1,248	1,336	1,427	1,774	<u>1,023</u>	1,222
1381 理容・美容師	1,048	1,193	1,276	1,308	1,400	1,495	1,859	<u>1,081</u>	1,277
1383 美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)	1,075	1,223	1,309	1,342	1,436	1,534	1,907	-	1,308
1385 クリーニング職、洗張職	1,022	1,163	1,245	1,275	1,365	1,458	1,813	-	1,247
1391 飲食物調理従事者	1,161	1,321	1,414	1,449	1,551	1,657	2,060	-	1,406
1403 飲食物給仕従事者	1,118	1,272	1,362	1,395	1,494	1,595	1,983	-	1,357
1404 航空機客室乗務員	1,589	1,808	1,935	1,983	2,123	2,268	2,819	-	1,895
1405 身の回り世話従事者	1,082	1,231	1,318	1,350	1,446	1,544	1,919	-	1,315
1406 娯楽場等接客員	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068	-	1,411
1411 居住施設・ビル等管理人	1,451	1,651	1,767	1,811	1,939	2,071	2,574	-	1,737
1421 その他のサービス職業従事者	1,232	1,402	1,501	1,538	1,646	1,758	2,186	-	1,487
1453 警備員	1,088	1,238	1,325	1,358	1,454	1,553	1,930	-	1,322
1459 その他の保安職業従事者	1,094	1,245	1,332	1,365	1,462	1,561	1,941	<u>1,168</u>	1,329
1461 農林漁業従事者	1,100	1,252	1,340	1,373	1,470	1,570	1,951	<u>1,141</u>	1,336
1491 製銃・製鋼・非鉄金属製錬従事者	1,208	1,375	1,471	1,508	1,614	1,724	2,143	-	1,460
1492 鋳物製造・鍛造従事者	1,229	1,399	1,497	1,534	1,642	1,754	2,180	-	1,483
1493 金属工作機械作業従事者	1,119	1,273	1,363	1,397	1,495	1,597	1,985	<u>1,120</u>	1,358
1494 金属プレス従事者	1,080	1,229	1,315	1,348	1,443	1,541	1,916	<u>1,113</u>	1,313

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1495 鉄工、製缶従事者	1,134	1,290	1,381	1,415	1,515	1,618	2,012	<u>1,165</u>	1,375
1496 板金従事者	1,102	1,254	1,342	1,375	1,472	1,573	1,955	<u>1,140</u>	1,338
1497 金属彫刻・表面処理従事者	1,117	1,271	1,361	1,394	1,492	1,594	1,982	<u>1,167</u>	1,355
1498 金属溶接・溶断従事者	1,179	1,342	1,436	1,471	1,575	1,682	2,092	-	1,426
1499 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	1,176	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086	-	1,423
1501 化学製品製造従事者	1,263	1,437	1,538	1,576	1,687	1,802	2,241	-	1,522
1502 窯業・土石製品製造従事者	1,184	1,347	1,442	1,478	1,582	1,690	2,100	-	1,432
1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者	1,060	1,206	1,291	1,323	1,416	1,513	1,880	<u>1,097</u>	1,290
1505 繊維・衣服・繊維製品製造従事者	963	1,096	1,173	1,202	1,287	1,374	1,708	<u>966</u>	1,179
1506 木・紙製品製造従事者	1,054	1,199	1,284	1,315	1,408	1,504	1,870	<u>1,063</u>	1,283
1507 印刷・製本従事者	1,113	1,267	1,356	1,389	1,487	1,588	1,974	-	1,351
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者	1,086	1,236	1,323	1,355	1,451	1,550	1,927	-	1,320
1509 その他の製品製造・加工処理従事者 （金属製品を除く）	1,182	1,345	1,440	1,475	1,579	1,687	2,097	-	1,430
1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	1,162	1,322	1,415	1,450	1,552	1,658	2,061	-	1,407
1512 電気機械器具組立従事者	1,130	1,286	1,376	1,410	1,510	1,613	2,005	-	1,370
1513 自動車組立従事者	1,334	1,518	1,625	1,665	1,782	1,904	2,367	-	1,603
1514 その他の機械組立従事者	1,147	1,305	1,397	1,431	1,532	1,637	2,035	-	1,390
1551 はん用・生産用・業務用機械器具・ 電気機械器具整備・修理従事者	1,325	1,508	1,614	1,654	1,770	1,891	2,351	<u>1,540</u>	1,593
1553 自動車整備・修理従事者	1,220	1,388	1,486	1,523	1,630	1,741	2,164	-	1,473
1554 その他の機械整備・修理従事者	1,295	1,474	1,577	1,616	1,730	1,848	2,297	-	1,559
1561 製品検査従事者（金属製品）	1,178	1,341	1,435	1,470	1,574	1,681	2,090	-	1,425
1571 製品検査従事者（金属製品を除く）	1,232	1,402	1,501	1,538	1,646	1,758	2,186	-	1,487
1581 機械検査従事者	1,368	1,557	1,666	1,707	1,828	1,952	2,427	-	1,642
1591 画工、塗装・看板制作従事者	1,273	1,449	1,551	1,589	1,701	1,817	2,258	<u>1,357</u>	1,534
1592 製図その他生産関連・生産類似作業従事者	1,198	1,363	1,459	1,495	1,601	1,710	2,125	-	1,448
1601 鉄道運転従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1611 バス運転者	1,223	1,392	1,490	1,526	1,634	1,745	2,170	-	1,477
1612 タクシー運転者	1,395	1,588	1,699	1,741	1,864	1,991	2,475	<u>1,409</u>	1,673
1613 乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1614 営業用大型貨物自動車運転者	1,327	1,510	1,616	1,656	1,773	1,894	2,354	-	1,596
1615 営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	1,124	1,279	1,369	1,403	1,502	1,604	1,994	-	1,363
1616 自家用貨物自動車運転者	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287	-	1,552
1619 その他の自動車運転従事者	1,381	1,572	1,682	1,723	1,845	1,971	2,450	<u>1,491</u>	1,657
1624 航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1631 車掌	1,046	1,190	1,274	1,305	1,397	1,493	1,856	-	1,274
1639 他に分類されない輸送従事者	1,152	1,311	1,403	1,438	1,539	1,644	2,044	-	1,396
1641 発電員、変電員	1,358	1,545	1,654	1,695	1,814	1,938	2,409	-	1,631
1643 クレーン・ウインチ運転従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1645 建設・さく井機械運転従事者	1,514	1,723	1,844	1,889	2,023	2,160	2,686	-	1,809
1649 その他の定置・建設機械運転従事者	1,249	1,421	1,521	1,559	1,669	1,782	2,216	-	1,506
1651 建設躯体工事従事者	1,501	1,708	1,828	1,873	2,005	2,142	2,663	<u>1,823</u>	1,794
1661 大工	1,297	1,476	1,580	1,619	1,733	1,851	2,301	-	1,561
1666 配管従事者	1,353	1,540	1,648	1,689	1,808	1,931	2,400	-	1,625
1669 その他の建設従事者	1,279	1,456	1,558	1,596	1,709	1,825	2,269	-	1,541
1671 電気工事従事者	1,307	1,487	1,592	1,631	1,746	1,865	2,319	-	1,573
1681 土木従事者、鉄道線路工事従事者	1,290	1,468	1,571	1,610	1,723	1,841	2,288	-	1,553
1691 ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
1702 船内・沿岸荷役従事者	1,383	1,574	1,684	1,726	1,848	1,974	2,453	-	1,659
1703 その他の運搬従事者	1,159	1,319	1,412	1,446	1,548	1,654	2,056	-	1,403
1711 ビル・建物清掃員	1,006	1,145	1,225	1,255	1,344	1,436	1,785	-	1,229
1712 清掃員(ビル・建物を除く), 廃棄物処理従事者	1,182	1,345	1,440	1,475	1,579	1,687	2,097	<u>1,191</u>	1,430
1721 包装従事者	1,010	1,149	1,230	1,260	1,349	1,441	1,792	<u>1,081</u>	1,233
1739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	1,058	1,204	1,289	1,320	1,413	1,510	1,877	-	1,288

注1) 賃金構造基本統計調査は、企業規模10人以上の企業を集計対象としている

注2) 賃金構造基本統計調査の勤続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注3) 「基準値(0年)」の数値は、無期雇用かつフルタイムの労働者の「所定内給与額」及び「特別給与額(12ヶ月で除したもの)」を合算した額を各労働者の所定内労働時間で時給換算したものの平均値を算出

その際、職種別に以下のように集計し、過去3年分の統計値を用いて算出

- ① 令和4年から令和6年の勤続年数計の賃金の伸び率を幾何平均で算出
- ② 令和4年の0年目の平均賃金額×①の伸び率の2乗を計算し、令和4年の賃金水準より令和6年の賃金額を推計
- ③ 令和5年の0年目の平均賃金額×①の伸び率を計算し、令和5年の賃金水準より令和6年の賃金額を推計
- ④ ②③で算出した推計賃金額及び令和6年の統計値より平均値を算出

注4) 「基準値(0年)」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分(79円)を控除

注5) 「基準値(0年)」の数値は、学歴計の初任給との差(12.5%)を調整

注6) 各年の数値は、基準値(0年)に賃金構造基本統計調査(産業計)から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

注7) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値(0年)の額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額を基準値(0年)とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注8) 「基準値(0年)最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値(0年)の額が、令和8年度に適用される基準値(0年)の額より高い場合にその最大の額を記載

なお、令和8年度に適用される基準値(0年)の額が最も高い場合は、「-」と記載

注9) 「参考値(0年)」の数値は、一般労働者の通勤手当相当分(79円)の控除及び学歴計の初任給との差(12.5%)の調整を行う前の数値

注10) サンプルサイズが30未満又は必要サンプルサイズを満たしていない場合は「-」と表示

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添2

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
職業計	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287	-	1,502
01管理的職業	1,611	1,833	1,962	2,011	2,152	2,299	2,858	-	1,860
001法人・団体役員	1,902	2,164	2,317	2,374	2,541	2,714	3,374	-	2,604
00101会社役員	2,057	2,341	2,505	2,567	2,748	2,935	3,649	2,265	3,057
00199その他の法人・団体役員	1,605	1,826	1,955	2,003	2,144	2,290	2,847	1,812	1,732
002法人・団体管理職員	1,670	1,900	2,034	2,084	2,231	2,383	2,963	-	1,928
00201会社管理職員	1,684	1,916	2,051	2,102	2,250	2,403	2,987	-	1,949
00299その他の法人・団体管理職員	1,554	1,768	1,893	1,939	2,076	2,218	2,757	1,563	1,748
003その他の管理的職業	1,445	1,644	1,760	1,803	1,931	2,062	2,563	-	1,662
00301管理的公務員	1,334	1,518	1,625	1,665	1,782	1,904	2,367	-	1,529
00399他に分類されない管理的職業	1,447	1,647	1,762	1,806	1,933	2,065	2,567	-	1,665
02研究・技術の職業	1,466	1,668	1,786	1,830	1,959	2,092	2,601	-	1,917
004研究者	1,357	1,544	1,653	1,694	1,813	1,936	2,407	-	1,626
00401自然科学系研究者	1,357	1,544	1,653	1,694	1,813	1,936	2,407	-	1,627
00402人文・社会科学系等研究者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
005農林水産技術者	1,152	1,311	1,403	1,438	1,539	1,644	2,044	-	1,348
00501農林水産技術者	1,152	1,311	1,403	1,438	1,539	1,644	2,044	-	1,348
006開発技術者	1,368	1,557	1,666	1,707	1,828	1,952	2,427	-	1,765
00601食品開発技術者	1,256	1,429	1,530	1,567	1,678	1,792	2,228	-	1,471
00602電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	1,400	1,593	1,705	1,747	1,870	1,998	2,484	-	1,820
00603機械開発技術者	1,350	1,536	1,644	1,685	1,804	1,926	2,395	-	1,745
00604自動車開発技術者	1,364	1,552	1,661	1,702	1,822	1,946	2,420	-	1,784
00605輸送用機器開発技術者（自動車を除く）	1,184	1,347	1,442	1,478	1,582	1,690	2,100	1,192	1,501
00606金属製錬・材料開発技術者	1,301	1,481	1,585	1,624	1,738	1,857	2,308	-	1,589
00607化学製品開発技術者	1,355	1,542	1,650	1,691	1,810	1,934	2,404	-	1,637
00699その他の開発技術者	1,339	1,524	1,631	1,671	1,789	1,911	2,375	-	1,636
007製造技術者	1,335	1,519	1,626	1,666	1,784	1,905	2,368	-	1,682
00701食品製造技術者	1,229	1,399	1,497	1,534	1,642	1,754	2,180	-	1,409
00702電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワーク・電気工事技術者を除く)	1,336	1,520	1,627	1,667	1,785	1,906	2,370	-	1,653
00703電気工事技術者	1,426	1,623	1,737	1,780	1,905	2,035	2,530	-	1,865
00704機械製造技術者	1,279	1,456	1,558	1,596	1,709	1,825	2,269	-	1,623
00705自動車製造技術者	1,267	1,442	1,543	1,581	1,693	1,808	2,248	-	1,577
00706輸送用機器製造技術者（自動車を除く）	1,215	1,383	1,480	1,516	1,623	1,734	2,155	-	1,492
00707金属製錬・材料製造技術者	1,238	1,409	1,508	1,545	1,654	1,767	2,196	-	1,501
00708化学製品製造技術者	1,264	1,438	1,540	1,577	1,689	1,804	2,242	-	1,513
00799その他の製造技術者	1,238	1,409	1,508	1,545	1,654	1,767	2,196	-	1,479
008建築・土木・測量技術者	1,528	1,739	1,861	1,907	2,041	2,180	2,711	-	1,974
00801建築設計技術者	1,472	1,675	1,793	1,837	1,967	2,101	2,611	-	1,941
00802建築施工管理技術者	1,503	1,710	1,831	1,876	2,008	2,145	2,666	-	1,959
00803建築技術者（設計・施工管理を除く）	1,399	1,592	1,704	1,746	1,869	1,996	2,482	-	1,808
00804土木設計技術者	1,542	1,755	1,878	1,924	2,060	2,200	2,736	-	2,044
00805土木施工管理技術者	1,621	1,845	1,974	2,023	2,166	2,313	2,876	-	2,044
00806土木技術者（設計・施工管理を除く）	1,587	1,806	1,933	1,981	2,120	2,265	2,815	-	1,997
00807測量技術者	1,288	1,466	1,569	1,607	1,721	1,838	2,285	-	1,665
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,470	1,673	1,790	1,835	1,964	2,098	2,608	-	2,004
00901ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）	1,496	1,702	1,822	1,867	1,999	2,135	2,654	-	2,062
00902ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）	1,484	1,689	1,808	1,852	1,983	2,118	2,633	-	2,016
00903プログラマー	1,412	1,607	1,720	1,762	1,886	2,015	2,505	-	1,926
00999その他の情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,471	1,674	1,792	1,836	1,965	2,099	2,610	1,483	1,917

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
010情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く)	1,443	1,642	1,758	1,801	1,928	2,059	2,560	-	1,939
01001 ITコンサルタント	1,499	1,706	1,826	1,871	2,003	2,139	2,659	-	2,052
01002 ITシステム設計技術者	1,476	1,680	1,798	1,842	1,972	2,106	2,618	-	2,018
01003 ITプロジェクトマネージャ	1,758	2,001	2,141	2,194	2,349	2,509	3,119	-	2,272
01004 ITシステム運用管理者	1,384	1,575	1,686	1,727	1,849	1,975	2,455	-	1,833
01005 ITヘルプデスク	1,312	1,493	1,598	1,637	1,753	1,872	2,327	-	1,674
01006通信ネットワーク技術者	1,431	1,628	1,743	1,786	1,912	2,042	2,539	-	1,933
01099その他の情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発を除く)	1,426	1,623	1,737	1,780	1,905	2,035	2,530	-	1,907
011その他の技術の職業	1,390	1,582	1,693	1,735	1,857	1,984	2,466	-	1,668
01101通信機器操作員	1,204	1,370	1,466	1,503	1,609	1,718	2,136	-	1,397
01199他に分類されない技術の職業	1,397	1,590	1,702	1,743	1,866	1,994	2,478	-	1,677
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,324	1,507	1,613	1,652	1,769	1,889	2,349	-	1,613
012法務の職業	1,441	1,640	1,755	1,798	1,925	2,056	2,556	-	1,836
01201裁判官、検察官、弁護士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01202弁理士	1,372	1,561	1,671	1,712	1,833	1,958	2,434	1,389	2,267
01203司法書士	1,544	1,757	1,881	1,927	2,063	2,203	2,739	-	1,877
01299その他の法務の職業	1,377	1,567	1,677	1,718	1,840	1,965	2,443	-	1,686
013経営・金融・保険の専門的職業	1,438	1,636	1,751	1,795	1,921	2,052	2,551	-	1,792
01301公認会計士	1,727	1,965	2,103	2,155	2,307	2,464	3,064	1,863	2,396
01302税理士	1,549	1,763	1,887	1,933	2,069	2,210	2,748	-	2,049
01303社会保険労務士	1,397	1,590	1,702	1,743	1,866	1,994	2,478	-	1,667
01399その他の経営・金融・保険の専門的職業	1,367	1,556	1,665	1,706	1,826	1,951	2,425	-	1,650
014宗教家	1,273	1,449	1,551	1,589	1,701	1,817	2,258	1,275	1,406
01401宗教家	1,273	1,449	1,551	1,589	1,701	1,817	2,258	1,275	1,406
015著述家、記者、編集者	1,256	1,429	1,530	1,567	1,678	1,792	2,228	-	1,537
01501著述家(翻訳家を除く)	1,324	1,507	1,613	1,652	1,769	1,889	2,349	-	1,654
01502翻訳家	1,277	1,453	1,555	1,594	1,706	1,822	2,265	-	1,896
01503記者、編集者	1,246	1,418	1,518	1,555	1,665	1,778	2,210	-	1,468
016美術家、写真家、映像撮影者	1,195	1,360	1,456	1,491	1,597	1,705	2,120	-	1,379
01601美術家、イラストレーター	1,195	1,360	1,456	1,491	1,597	1,705	2,120	-	1,397
01602写真家、映像撮影者	1,195	1,360	1,456	1,491	1,597	1,705	2,120	-	1,377
017デザイナー	1,277	1,453	1,555	1,594	1,706	1,822	2,265	-	1,567
01701ウェブデザイナー	1,288	1,466	1,569	1,607	1,721	1,838	2,285	-	1,617
01702グラフィックデザイナー	1,240	1,411	1,510	1,548	1,657	1,769	2,200	-	1,499
01799その他のデザイナー	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287	-	1,559
018音楽家、舞台芸術家	1,240	1,411	1,510	1,548	1,657	1,769	2,200	-	1,508
01801音楽家	1,173	1,335	1,429	1,464	1,567	1,674	2,081	-	1,395
01802舞踊家、俳優、演芸家	1,111	1,264	1,353	1,387	1,484	1,585	1,971	1,119	1,304
01803プロデューサー、演出家	1,274	1,450	1,552	1,590	1,702	1,818	2,260	-	1,563
019図書館司書、学芸員、カウンセラー (医療・福祉施設を除く)	1,370	1,559	1,669	1,710	1,830	1,955	2,430	-	1,505
01901図書館司書	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068	-	1,266
01902学芸員	1,253	1,426	1,526	1,564	1,674	1,788	2,223	-	1,354
01903カウンセラー(医療・福祉施設を除く)	1,396	1,589	1,700	1,742	1,865	1,992	2,477	-	1,538
020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,329	1,512	1,619	1,659	1,776	1,896	2,358	-	1,597
02001職業スポーツ家	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02002通訳	1,241	1,412	1,512	1,549	1,658	1,771	2,202	-	1,430
02099他に分類されない法務・経営・ 文化芸術等の専門的職業	1,356	1,543	1,652	1,692	1,812	1,935	2,406	-	1,648

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	1,357	1,544	1,653	1,694	1,813	1,936	2,407	-	1,523
021医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	1,926	2,192	2,346	2,404	2,573	2,748	3,417	-	2,275
02101医師	5,751	6,545	7,005	7,177	7,683	8,207	10,202	5,812	6,592
02102歯科医師	2,814	3,202	3,427	3,512	3,760	4,016	4,992	-	3,907
02103獣医師	1,681	1,913	2,047	2,098	2,246	2,399	2,982	-	2,046
02104薬剤師	1,814	2,064	2,209	2,264	2,424	2,589	3,218	-	2,107
022保健師、助産師	1,406	1,600	1,713	1,755	1,878	2,006	2,494	-	1,588
02201保健師	1,356	1,543	1,652	1,692	1,812	1,935	2,406	-	1,520
02202助産師	1,511	1,720	1,840	1,886	2,019	2,156	2,681	-	1,731
023看護師、准看護師	1,374	1,564	1,674	1,715	1,836	1,961	2,437	-	1,535
02301看護師・准看護師（病院・診療所）	1,304	1,484	1,588	1,627	1,742	1,861	2,313	-	1,483
02302看護師・准看護師（介護施設）	1,361	1,549	1,658	1,699	1,818	1,942	2,414	-	1,513
02303看護師・准看護師（訪問看護）	1,578	1,796	1,922	1,969	2,108	2,252	2,799	-	1,733
02399その他の看護師・准看護師	1,370	1,559	1,669	1,710	1,830	1,955	2,430	-	1,495
024医療技術者	1,363	1,551	1,660	1,701	1,821	1,945	2,418	-	1,536
02401診療放射線技師	1,337	1,522	1,628	1,669	1,786	1,908	2,372	-	1,523
02402臨床工学技士	1,257	1,430	1,531	1,569	1,679	1,794	2,230	-	1,440
02403臨床検査技師	1,257	1,430	1,531	1,569	1,679	1,794	2,230	-	1,427
02404理学療法士	1,421	1,617	1,731	1,773	1,898	2,028	2,521	-	1,589
02405作業療法士	1,385	1,576	1,687	1,728	1,850	1,976	2,457	-	1,550
02406視能訓練士	1,293	1,471	1,575	1,614	1,727	1,845	2,294	-	1,458
02407言語聴覚士	1,383	1,574	1,684	1,726	1,848	1,974	2,453	-	1,548
02408歯科衛生士	1,335	1,519	1,626	1,666	1,784	1,905	2,368	-	1,507
02409歯科技工士	1,293	1,471	1,575	1,614	1,727	1,845	2,294	-	1,658
025栄養士、管理栄養士	1,219	1,387	1,485	1,521	1,629	1,740	2,163	-	1,333
02501栄養士	1,221	1,389	1,487	1,524	1,631	1,742	2,166	-	1,332
02502管理栄養士	1,216	1,384	1,481	1,518	1,625	1,735	2,157	-	1,335
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	1,372	1,561	1,671	1,712	1,833	1,958	2,434	-	1,602
02601あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	1,364	1,552	1,661	1,702	1,822	1,946	2,420	-	1,599
02602柔道整復師	1,382	1,573	1,683	1,725	1,846	1,972	2,452	-	1,607
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	1,313	1,494	1,599	1,639	1,754	1,874	2,329	-	1,476
02799その他の医療・看護・保健の専門的職業	1,313	1,494	1,599	1,639	1,754	1,874	2,329	-	1,476
028保健医療関係助手	1,067	1,214	1,300	1,332	1,426	1,523	1,893	-	1,165
02801看護助手	1,037	1,180	1,263	1,294	1,385	1,480	1,840	-	1,126
02802歯科助手	1,102	1,254	1,342	1,375	1,472	1,573	1,955	-	1,210
02899その他の保健医療関係助手	1,085	1,235	1,322	1,354	1,450	1,548	1,925	-	1,190
<b>05保育・教育の職業</b>	1,250	1,423	1,523	1,560	1,670	1,784	2,218	-	1,381
029保育士、幼稚園教員	1,254	1,427	1,527	1,565	1,675	1,789	2,225	-	1,377
02901保育士	1,257	1,430	1,531	1,569	1,679	1,794	2,230	-	1,381
02902幼稚園教員	1,224	1,393	1,491	1,528	1,635	1,747	2,171	-	1,341
02903保育教諭	1,197	1,362	1,458	1,494	1,599	1,708	2,123	-	1,315
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,180	1,343	1,437	1,473	1,576	1,684	2,093	-	1,273
03001学童保育指導員	1,187	1,351	1,446	1,481	1,586	1,694	2,106	-	1,279
03002児童館指導員	1,227	1,396	1,494	1,531	1,639	1,751	2,177	-	1,324
03003保育補助者、家庭的保育者	1,109	1,262	1,351	1,384	1,482	1,583	1,967	-	1,203
031学校等教員	1,261	1,435	1,536	1,574	1,685	1,799	2,237	-	1,466
03101小学校教員	1,259	1,433	1,533	1,571	1,682	1,797	2,233	-	1,454
03102中学校教員	1,163	1,323	1,417	1,451	1,554	1,660	2,063	1,213	1,454
03103義務教育学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03104高等学校教員	1,252	1,425	1,525	1,562	1,673	1,787	2,221	-	1,449
03105中等教育学校教員	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
03106特別支援学校教員	1,212	1,379	1,476	1,513	1,619	1,730	2,150	-	1,382
03107高等専門学校教員、大学教員	1,270	1,445	1,547	1,585	1,697	1,812	2,253	1,417	1,579
03199その他の学校等教員	1,263	1,437	1,538	1,576	1,687	1,802	2,241	-	1,467
032習い事指導等教育関連の職業	1,254	1,427	1,527	1,565	1,675	1,789	2,225	-	1,397
03201学習・語学指導教師	1,294	1,473	1,576	1,615	1,729	1,847	2,296	-	1,479
03202スポーツ・舞踊指導員	1,219	1,387	1,485	1,521	1,629	1,740	2,163	-	1,331
03203趣味・習い事指導教師	1,237	1,408	1,507	1,544	1,653	1,765	2,194	-	1,346
06事務的職業	1,180	1,343	1,437	1,473	1,576	1,684	2,093	-	1,340
033総務・人事・企画事務の職業	1,258	1,432	1,532	1,570	1,681	1,795	2,232	-	1,454
03301総務事務員	1,203	1,369	1,465	1,501	1,607	1,717	2,134	-	1,377
03302人事事務員	1,328	1,511	1,618	1,657	1,774	1,895	2,356	-	1,537
03303企画・調査事務員	1,334	1,518	1,625	1,665	1,782	1,904	2,367	-	1,580
034一般事務・秘書・受付の職業	1,129	1,285	1,375	1,409	1,508	1,611	2,003	-	1,255
03401一般事務員	1,122	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990	-	1,244
03402秘書	1,315	1,496	1,602	1,641	1,757	1,877	2,333	-	1,537
03403受付・案内事務員	1,157	1,317	1,409	1,444	1,546	1,651	2,053	-	1,290
035その他の総務等事務の職業	1,245	1,417	1,516	1,554	1,663	1,777	2,209	-	1,437
03501法務・広報・知的財産事務の職業	1,327	1,510	1,616	1,656	1,773	1,894	2,354	-	1,584
03599他に分類されない総務等事務の職業	1,226	1,395	1,493	1,530	1,638	1,750	2,175	-	1,403
036電話・インターネットによる応接事務の職業	1,236	1,407	1,505	1,543	1,651	1,764	2,193	-	1,408
03601コールセンターオペレーター	1,243	1,415	1,514	1,551	1,661	1,774	2,205	-	1,411
03602テレフォンポインター	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287	-	1,475
03603他の電話応接事務の職業	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074	-	1,299
03604インターネット応接等事務員	1,233	1,403	1,502	1,539	1,647	1,759	2,187	-	1,421
037医療・介護事務の職業	1,070	1,218	1,303	1,335	1,430	1,527	1,898	-	1,171
03701医療事務員(調剤薬局を除く)	1,071	1,219	1,304	1,337	1,431	1,528	1,900	-	1,174
03702調剤薬局事務員	1,057	1,203	1,287	1,319	1,412	1,508	1,875	-	1,151
03703介護事務員	1,107	1,260	1,348	1,382	1,479	1,580	1,964	-	1,207
038会計事務の職業	1,252	1,425	1,525	1,562	1,673	1,787	2,221	-	1,476
03801現金出納事務員	1,156	1,316	1,408	1,443	1,544	1,650	2,051	-	1,271
03802預・貯金窓口事務員	1,081	1,230	1,317	1,349	1,444	1,543	1,918	-	1,253
03803経理事務員	1,245	1,417	1,516	1,554	1,663	1,777	2,209	-	1,462
03899その他の会計事務の職業	1,339	1,524	1,631	1,671	1,789	1,911	2,375	-	1,651
039生産関連事務の職業	1,214	1,382	1,479	1,515	1,622	1,732	2,154	-	1,420
03901生産現場事務員	1,226	1,395	1,493	1,530	1,638	1,750	2,175	-	1,458
03902出荷・受荷係事務員	1,188	1,352	1,447	1,483	1,587	1,695	2,108	-	1,347
040営業・販売関連事務の職業	1,243	1,415	1,514	1,551	1,661	1,774	2,205	-	1,420
04001営業事務員	1,208	1,375	1,471	1,508	1,614	1,724	2,143	-	1,374
04002貿易事務員	1,317	1,499	1,604	1,644	1,760	1,879	2,336	-	1,525
04099その他の営業・販売関連事務の職業	1,307	1,487	1,592	1,631	1,746	1,865	2,319	-	1,498
041外勤事務の職業	1,176	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086	-	1,338
04101集金人	1,141	1,298	1,390	1,424	1,524	1,628	2,024	-	1,291
04102調査員	1,304	1,484	1,588	1,627	1,742	1,861	2,313	-	1,566
04199その他の外勤事務の職業	1,171	1,333	1,426	1,461	1,564	1,671	2,077	-	1,325
042運輸・郵便事務の職業	1,288	1,466	1,569	1,607	1,721	1,838	2,285	-	1,450
04201旅客・貨物係事務員	1,158	1,318	1,410	1,445	1,547	1,652	2,054	-	1,265
04202運行管理事務員	1,306	1,486	1,591	1,630	1,745	1,864	2,317	-	1,477
04203郵便事務員	1,124	1,279	1,369	1,403	1,502	1,604	1,994	-	1,172

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,197	1,362	1,458	1,494	1,599	1,708	2,123	-	1,423
04301パーソナルコンピュータ操作員、 ホームページ関連事務員	1,206	1,372	1,469	1,505	1,611	1,721	2,139	-	1,426
04302データ入力事務員	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068	-	1,407
04399その他のコンピュータ等事務用機器操作の職業	1,237	1,408	1,507	1,544	1,653	1,765	2,194	-	1,446
07販売・営業の職業	1,307	1,487	1,592	1,631	1,746	1,865	2,319	-	1,531
044小売店・卸売店店長	1,338	1,523	1,630	1,670	1,788	1,909	2,374	-	1,560
04401小売店店長	1,336	1,520	1,627	1,667	1,785	1,906	2,370	-	1,557
04402卸売店店長	1,411	1,606	1,719	1,761	1,885	2,013	2,503	-	1,684
045販売員	1,221	1,389	1,487	1,524	1,631	1,742	2,166	-	1,398
04501レジ係	1,236	1,407	1,505	1,543	1,651	1,764	2,193	-	1,475
04502百貨店販売店員	1,207	1,374	1,470	1,506	1,613	1,722	2,141	-	1,348
04503コンビニエンスストア店員	1,272	1,448	1,549	1,587	1,699	1,815	2,257	-	1,487
04504総合小売店販売店員 (百貨店・コンビニエンスストアを除く)	1,164	1,325	1,418	1,453	1,555	1,661	2,065	-	1,327
04505食品スーパーマーケット販売店員	1,302	1,482	1,586	1,625	1,739	1,858	2,310	-	1,563
04506飲食品販売店員	1,230	1,400	1,498	1,535	1,643	1,755	2,182	-	1,384
04507衣料品販売店員	1,179	1,342	1,436	1,471	1,575	1,682	2,092	-	1,307
04508医薬品販売店員	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074	-	1,392
04509化粧品販売店員	1,205	1,371	1,468	1,504	1,610	1,720	2,138	-	1,356
04510電気機器販売店員	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074	-	1,301
04511携帯電話販売店員	1,273	1,449	1,551	1,589	1,701	1,817	2,258	-	1,455
04512自動車販売店員、自動車用品販売店員	1,226	1,395	1,493	1,530	1,638	1,750	2,175	-	1,477
04513ガソリンスタンド店員	1,141	1,298	1,390	1,424	1,524	1,628	2,024	-	1,318
04514他の商品販売店員	1,228	1,397	1,496	1,533	1,641	1,752	2,178	-	1,376
04515商品美演販売員	1,228	1,397	1,496	1,533	1,641	1,752	2,178	-	1,336
04516商品訪問・移動販売員	1,274	1,450	1,552	1,590	1,702	1,818	2,260	-	1,424
046商品仕入・再生資源卸売の職業	1,357	1,544	1,653	1,694	1,813	1,936	2,407	-	1,548
04601商品仕入営業員	1,366	1,555	1,664	1,705	1,825	1,949	2,423	-	1,563
04602再生資源回収・卸売人	1,309	1,490	1,594	1,634	1,749	1,868	2,322	-	1,476
047販売類別の職業	1,338	1,523	1,630	1,670	1,788	1,909	2,374	-	1,519
04701不動産仲介・売買人	1,361	1,549	1,658	1,699	1,818	1,942	2,414	-	1,547
04702保険代理人、保険仲立人	1,237	1,408	1,507	1,544	1,653	1,765	2,194	-	1,589
04703クリーニング等受入係員	1,174	1,336	1,430	1,465	1,568	1,675	2,083	-	1,233
04799その他の販売類別の職業	1,276	1,452	1,554	1,592	1,705	1,821	2,264	-	1,436
048営業の職業	1,353	1,540	1,648	1,689	1,808	1,931	2,400	-	1,603
04801飲食品営業員	1,339	1,524	1,631	1,671	1,789	1,911	2,375	-	1,524
04802化学製品営業員	1,334	1,518	1,625	1,665	1,782	1,904	2,367	-	1,567
04803医薬品営業員	1,401	1,594	1,706	1,748	1,872	1,999	2,485	-	1,561
04804機械器具営業員	1,304	1,484	1,588	1,627	1,742	1,861	2,313	-	1,563
04805自動車営業員	1,348	1,534	1,642	1,682	1,801	1,924	2,391	-	1,512
04806通信・情報システム営業員	1,405	1,599	1,711	1,753	1,877	2,005	2,492	-	1,754
04807金融・保険営業員	1,295	1,474	1,577	1,616	1,730	1,848	2,297	-	1,603
04808不動産営業員	1,430	1,627	1,742	1,785	1,910	2,041	2,537	-	1,713
04809広告営業員	1,316	1,498	1,603	1,642	1,758	1,878	2,335	-	1,593
04810建設工事営業員	1,385	1,576	1,687	1,728	1,850	1,976	2,457	-	1,726
04811印刷営業員	1,293	1,471	1,575	1,614	1,727	1,845	2,294	-	1,508
04899その他の営業の職業	1,355	1,542	1,650	1,691	1,810	1,934	2,404	-	1,588

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
08福祉・介護の職業	1,262	1,436	1,537	1,575	1,686	1,801	2,239	-	1,380
049福祉・介護の専門的職業	1,349	1,535	1,643	1,684	1,802	1,925	2,393	-	1,480
04901社会福祉施設管理者	1,693	1,927	2,062	2,113	2,262	2,416	3,003	-	1,843
04902福祉相談・指導専門員	1,256	1,429	1,530	1,567	1,678	1,792	2,228	-	1,397
04903老人福祉施設指導専門員	1,271	1,446	1,548	1,586	1,698	1,814	2,255	-	1,389
04904障害者福祉施設指導専門員	1,189	1,353	1,448	1,484	1,589	1,697	2,109	-	1,319
04905児童福祉施設指導専門員	1,324	1,507	1,613	1,652	1,769	1,889	2,349	-	1,476
04906他の社会福祉施設指導専門員	1,202	1,368	1,464	1,500	1,606	1,715	2,132	-	1,341
04907介護支援専門員(ケアマネジャー)	1,373	1,562	1,672	1,714	1,834	1,959	2,436	-	1,501
04908訪問介護サービス提供責任者	1,519	1,729	1,850	1,896	2,029	2,168	2,695	-	1,600
04909障害福祉サービス管理責任者、 児童発達支援管理責任者	1,578	1,796	1,922	1,969	2,108	2,252	2,799	-	1,735
04910福祉用具専門相談員	1,258	1,432	1,532	1,570	1,681	1,795	2,232	-	1,403
04999その他の福祉・介護の専門的職業	1,262	1,436	1,537	1,575	1,686	1,801	2,239	1,295	1,405
050施設介護の職業	1,180	1,343	1,437	1,473	1,576	1,684	2,093	-	1,294
05001高齢者入所型施設介護員	1,183	1,346	1,441	1,476	1,580	1,688	2,099	-	1,298
05002高齢者通所型施設介護員	1,180	1,343	1,437	1,473	1,576	1,684	2,093	-	1,293
05003障害者福祉施設介護員	1,221	1,389	1,487	1,524	1,631	1,742	2,166	-	1,354
05099その他の施設介護の職業	1,124	1,279	1,369	1,403	1,502	1,604	1,994	-	1,225
051訪問介護の職業	1,311	1,492	1,597	1,636	1,751	1,871	2,326	-	1,401
05101訪問介護員	1,306	1,486	1,591	1,630	1,745	1,864	2,317	-	1,399
05102訪問入浴介助員	1,358	1,545	1,654	1,695	1,814	1,938	2,409	-	1,423
09サービスの職業	1,297	1,476	1,580	1,619	1,733	1,851	2,301	-	1,479
052家庭生活支援サービスの職業	1,239	1,410	1,509	1,546	1,655	1,768	2,198	-	1,395
05201家政婦(夫)、家事手伝い	1,226	1,395	1,493	1,530	1,638	1,750	2,175	-	1,335
05299その他の家庭生活支援サービスの職業	1,246	1,418	1,518	1,555	1,665	1,778	2,210	-	1,429
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,338	1,523	1,630	1,670	1,788	1,909	2,374	-	1,584
05301理容師	1,476	1,680	1,798	1,842	1,972	2,106	2,618	-	1,744
05302美容師	1,315	1,496	1,602	1,641	1,757	1,877	2,333	-	1,573
05303理容師補助者、美容師補助者	1,142	1,300	1,391	1,425	1,526	1,630	2,026	-	1,255
05304エステティシャン	1,212	1,379	1,476	1,513	1,619	1,730	2,150	-	1,437
05305ネイリスト	1,172	1,334	1,427	1,463	1,566	1,672	2,079	-	1,417
05399その他の理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,215	1,383	1,480	1,516	1,623	1,734	2,155	-	1,398
054浴場・クリーニングの職業	1,162	1,322	1,415	1,450	1,552	1,658	2,061	-	1,247
05401浴場従事人	1,154	1,313	1,406	1,440	1,542	1,647	2,047	-	1,261
05402クリーニング職、洗張職	1,164	1,325	1,418	1,453	1,555	1,661	2,065	-	1,243
055飲食物調理の職業	1,281	1,458	1,560	1,599	1,711	1,828	2,272	-	1,446
05501日本料理調理人	1,437	1,635	1,750	1,793	1,920	2,051	2,549	-	1,672
05502西洋料理調理人	1,352	1,539	1,647	1,687	1,806	1,929	2,398	-	1,631
05503中華料理調理人	1,343	1,528	1,636	1,676	1,794	1,916	2,382	-	1,590
05504各国料理調理人(日本・西洋・中華料理を除く)	1,413	1,608	1,721	1,763	1,888	2,016	2,507	-	1,677
05505飲食チェーン店等調理員	1,377	1,567	1,677	1,718	1,840	1,965	2,443	-	1,605
05506学校給食調理員	1,155	1,314	1,407	1,441	1,543	1,648	2,049	-	1,296
05507給食等調理員(学校を除く)	1,203	1,369	1,465	1,501	1,607	1,717	2,134	-	1,303
05508調理補助者、調理人見習	1,218	1,386	1,484	1,520	1,627	1,738	2,161	-	1,365
05509バーテンダー	1,378	1,568	1,678	1,720	1,841	1,966	2,445	-	1,570
05599その他の飲食物調理の職業	1,314	1,495	1,600	1,640	1,756	1,875	2,331	-	1,509

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
056接客・給仕の職業	1,322	1,504	1,610	1,650	1,766	1,886	2,345	-	1,502
05601飲食店店長	1,455	1,656	1,772	1,816	1,944	2,076	2,581	-	1,672
05602旅館・ホテル支配人	1,818	2,069	2,214	2,269	2,429	2,594	3,225	-	1,932
05603ウェイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、 配膳人	1,306	1,486	1,591	1,630	1,745	1,864	2,317	-	1,510
05604旅館・ホテルフロント係	1,206	1,372	1,469	1,505	1,611	1,721	2,139	-	1,353
05605旅館・ホテル接客係	1,244	1,416	1,515	1,553	1,662	1,775	2,207	-	1,394
05606客室乗務員、船舶旅客係	1,140	1,297	1,389	1,423	1,523	1,627	2,022	-	1,245
05607接客社交係、芸者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05608娯楽場・スポーツ施設等接客員	1,270	1,445	1,547	1,585	1,697	1,812	2,253	-	1,407
05699その他の接客・給仕の職業	1,241	1,412	1,512	1,549	1,658	1,771	2,202	-	1,421
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,256	1,429	1,530	1,567	1,678	1,792	2,228	-	1,387
05701マンション・アパート管理人	1,197	1,362	1,458	1,494	1,599	1,708	2,123	-	1,284
05702寄宿舎・寮管理人	1,333	1,517	1,624	1,664	1,781	1,902	2,365	-	1,444
05703ビル管理人	1,256	1,429	1,530	1,567	1,678	1,792	2,228	-	1,403
05704駐車場・駐輪場管理人	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074	-	1,281
05799その他の居住施設・ビル等の管理の職業	1,336	1,520	1,627	1,667	1,785	1,906	2,370	-	1,511
058その他のサービスの職業	1,229	1,399	1,497	1,534	1,642	1,754	2,180	-	1,399
05801添乗員、観光案内人	1,156	1,316	1,408	1,443	1,544	1,650	2,051	-	1,297
05802物品一時預り人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05803物品レンタル係	1,205	1,371	1,468	1,504	1,610	1,720	2,138	-	1,371
05804広告宣伝員	1,202	1,368	1,464	1,500	1,606	1,715	2,132	1,210	1,389
05805チラシ配布員	1,222	1,391	1,488	1,525	1,633	1,744	2,168	1,234	1,338
05806葬儀師、火葬係	1,233	1,403	1,502	1,539	1,647	1,759	2,187	-	1,403
05807トリマー	1,102	1,254	1,342	1,375	1,472	1,573	1,955	-	1,238
05808ブライダルコーディネーター	1,200	1,366	1,462	1,498	1,603	1,712	2,129	-	1,405
05899他に分類されないサービスの職業	1,260	1,434	1,535	1,572	1,683	1,798	2,235	-	1,436
10警備・保安の職業	1,168	1,329	1,423	1,458	1,560	1,667	2,072	-	1,267
059警備員	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068	-	1,262
05901施設警備員	1,156	1,316	1,408	1,443	1,544	1,650	2,051	-	1,233
05902道路交通誘導員、雑踏警備員	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074	-	1,282
05999その他の警備員	1,202	1,368	1,464	1,500	1,606	1,715	2,132	-	1,280
060自衛官	1,271	1,446	1,548	1,586	1,698	1,814	2,255	-	1,324
06001自衛官	1,271	1,446	1,548	1,586	1,698	1,814	2,255	-	1,324
061司法警察職員	1,382	1,573	1,683	1,725	1,846	1,972	2,452	-	1,448
06101警察官、海上保安官	1,392	1,584	1,695	1,737	1,860	1,986	2,469	-	1,458
06199その他の司法警察職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
062看守、消防員	1,140	1,297	1,389	1,423	1,523	1,627	2,022	-	1,258
06201看守	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06202消防員	1,134	1,290	1,381	1,415	1,515	1,618	2,012	-	1,241
063その他の保安の職業	1,209	1,376	1,473	1,509	1,615	1,725	2,145	-	1,369
06399その他の保安の職業	1,209	1,376	1,473	1,509	1,615	1,725	2,145	-	1,369
11農林漁業の職業	1,199	1,364	1,460	1,496	1,602	1,711	2,127	-	1,388
064農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）	1,193	1,358	1,453	1,489	1,594	1,702	2,116	-	1,372
06401稲作・畑作業員	1,138	1,295	1,386	1,420	1,520	1,624	2,019	-	1,271
06402農作物栽培・収穫作業員（稲作・畑作を除く）	1,124	1,279	1,369	1,403	1,502	1,604	1,994	-	1,239
06403家畜・家きん飼育作業員	1,178	1,341	1,435	1,470	1,574	1,681	2,090	-	1,312
06404動物飼育員（家畜・家きんを除く）	1,209	1,376	1,473	1,509	1,615	1,725	2,145	-	1,439
06405植木職、造園師	1,270	1,445	1,547	1,585	1,697	1,812	2,253	-	1,535
06499その他の農業の職業	1,152	1,311	1,403	1,438	1,539	1,644	2,044	-	1,303

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
065林業の職業	1,210	1,377	1,474	1,510	1,617	1,727	2,147	-	1,443
06501育林作業員	1,180	1,343	1,437	1,473	1,576	1,684	2,093	-	1,428
06502伐木・造材・集材作業員	1,226	1,395	1,493	1,530	1,638	1,750	2,175	-	1,463
06599その他の林業の職業	1,170	1,331	1,425	1,460	1,563	1,670	2,076	-	1,343
066漁業の職業	1,211	1,378	1,475	1,511	1,618	1,728	2,148	-	1,366
06601漁労作業員	1,245	1,417	1,516	1,554	1,663	1,777	2,209	-	1,421
06602漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06603海藻・貝類採取作業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06604水産養殖作業員	1,197	1,362	1,458	1,494	1,599	1,708	2,123	-	1,347
06699その他の漁業の職業	1,049	1,194	1,278	1,309	1,401	1,497	1,861	1,069	1,153
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,187	1,351	1,446	1,481	1,586	1,694	2,106	-	1,418
067生産設備オペレーター（金属製品）	1,182	1,345	1,440	1,475	1,579	1,687	2,097	-	1,407
06701製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備オペレーター	1,199	1,364	1,460	1,496	1,602	1,711	2,127	-	1,436
06702鑄造・鍛造設備オペレーター	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074	-	1,399
06703金属工作設備オペレーター	1,188	1,352	1,447	1,483	1,587	1,695	2,108	-	1,427
06704金属プレス設備オペレーター	1,146	1,304	1,396	1,430	1,531	1,635	2,033	-	1,343
06705鉄工・製缶設備オペレーター	1,211	1,378	1,475	1,511	1,618	1,728	2,148	-	1,461
06706板金設備オペレーター	1,186	1,350	1,445	1,480	1,584	1,692	2,104	-	1,444
06707めっき・金属研磨設備オペレーター	1,163	1,323	1,417	1,451	1,554	1,660	2,063	-	1,377
06708金属溶接・溶断設備オペレーター	1,197	1,362	1,458	1,494	1,599	1,708	2,123	-	1,424
06799その他の生産設備オペレーター（金属製品）	1,183	1,346	1,441	1,476	1,580	1,688	2,099	-	1,386
068生産設備オペレーター（食料品等）	1,177	1,339	1,434	1,469	1,572	1,680	2,088	-	1,338
06801食料品生産設備オペレーター	1,175	1,337	1,431	1,466	1,570	1,677	2,084	-	1,337
06802飲料・たばこ生産設備オペレーター	1,191	1,355	1,451	1,486	1,591	1,700	2,113	-	1,339
069生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068	-	1,347
06901化学製品生産設備オペレーター	1,173	1,335	1,429	1,464	1,567	1,674	2,081	-	1,375
06902窯業・土石製品生産設備オペレーター	1,201	1,367	1,463	1,499	1,605	1,714	2,131	-	1,382
06903紡織製品・衣服・繊維製品生産設備オペレーター	1,108	1,261	1,350	1,383	1,480	1,581	1,966	-	1,257
06904木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター	1,162	1,322	1,415	1,450	1,552	1,658	2,061	-	1,329
06905印刷・製本設備オペレーター	1,161	1,321	1,414	1,449	1,551	1,657	2,060	-	1,346
06906ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター	1,170	1,331	1,425	1,460	1,563	1,670	2,076	-	1,353
06999その他の生産設備オペレーター （金属製品・食料品等を除く）	1,174	1,336	1,430	1,465	1,568	1,675	2,083	-	1,360
070機械組立設備オペレーター	1,178	1,341	1,435	1,470	1,574	1,681	2,090	-	1,378
07001はん用・生産用・業務用機械器具 組立設備オペレーター	1,192	1,356	1,452	1,488	1,593	1,701	2,115	-	1,420
07002電気機械器具組立設備オペレーター	1,159	1,319	1,412	1,446	1,548	1,654	2,056	-	1,337
07003自動車組立設備オペレーター	1,178	1,341	1,435	1,470	1,574	1,681	2,090	-	1,360
07004輸送用機械器具組立設備オペレーター （自動車を除く）	1,231	1,401	1,499	1,536	1,645	1,757	2,184	-	1,507
07005計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター	1,212	1,379	1,476	1,513	1,619	1,730	2,150	-	1,360
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,193	1,358	1,453	1,489	1,594	1,702	2,116	-	1,444
07101製鉄工・製鋼工・非鉄金属製錬工	1,185	1,349	1,443	1,479	1,583	1,691	2,102	-	1,382
07102鑄物製造工・鍛造工	1,196	1,361	1,457	1,493	1,598	1,707	2,122	-	1,400
07103金属熱処理工	1,185	1,349	1,443	1,479	1,583	1,691	2,102	-	1,382
07104圧延工	1,177	1,339	1,434	1,469	1,572	1,680	2,088	-	1,405
07105汎用金属工作機械工	1,168	1,329	1,423	1,458	1,560	1,667	2,072	-	1,413
07106数値制御金属工作機械工	1,170	1,331	1,425	1,460	1,563	1,670	2,076	-	1,425
07107金属プレス工	1,154	1,313	1,406	1,440	1,542	1,647	2,047	-	1,361
07108鉄工・製缶工	1,217	1,385	1,482	1,519	1,626	1,737	2,159	-	1,499
07109自動車板金工	1,233	1,403	1,502	1,539	1,647	1,759	2,187	-	1,554
07110板金工（自動車を除く）	1,225	1,394	1,492	1,529	1,637	1,748	2,173	-	1,525

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
07111めっき工、金属研磨工	1,156	1,316	1,408	1,443	1,544	1,650	2,051	-	1,326
07112金属製器具・建具・金型等製造工	1,164	1,325	1,418	1,453	1,555	1,661	2,065	-	1,385
07113金属溶接・溶断工	1,230	1,400	1,498	1,535	1,643	1,755	2,182	-	1,496
07199その他の製品製造・加工処理工（金属製品）	1,187	1,351	1,446	1,481	1,586	1,694	2,106	-	1,388
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,145	1,303	1,395	1,429	1,530	1,634	2,031	-	1,280
07201パン・菓子製造工	1,154	1,313	1,406	1,440	1,542	1,647	2,047	-	1,308
07202食肉加工工	1,183	1,346	1,441	1,476	1,580	1,688	2,099	-	1,326
07203水産物加工工	1,123	1,278	1,368	1,402	1,500	1,603	1,992	-	1,240
07204保存食品・冷凍加工食品製造工	1,106	1,259	1,347	1,380	1,478	1,578	1,962	-	1,222
07205弁当・惣菜類製造工	1,176	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086	-	1,291
07206他の食料品製造・加工処理工	1,129	1,285	1,375	1,409	1,508	1,611	2,003	-	1,260
07207飲料・たばこ製造工	1,129	1,285	1,375	1,409	1,508	1,611	2,003	-	1,279
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,621	2,015	-	1,299
07301化学製品製造工	1,158	1,318	1,410	1,445	1,547	1,652	2,054	-	1,340
07302窯業・土石製品製造工	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068	-	1,343
07303紡織製品・衣服・繊維製品製造工	1,050	1,195	1,279	1,310	1,403	1,498	1,863	-	1,149
07304木製品製造工	1,141	1,298	1,390	1,424	1,524	1,628	2,024	-	1,326
07305バルブ・紙製品製造工	1,131	1,287	1,378	1,411	1,511	1,614	2,006	-	1,277
07306印刷・製本作業員	1,161	1,321	1,414	1,449	1,551	1,657	2,060	-	1,340
07307ゴム製品製造工	1,130	1,286	1,376	1,410	1,510	1,613	2,005	-	1,258
07308プラスチック製品製造工	1,157	1,317	1,409	1,444	1,546	1,651	2,053	-	1,340
07399その他の製品製造・加工処理工 （金属製品・食料品等を除く）	1,151	1,310	1,402	1,436	1,538	1,642	2,042	-	1,309
074機械組立工	1,172	1,334	1,427	1,463	1,566	1,672	2,079	-	1,399
07401はん用・生産用・業務用機械器具組立工	1,210	1,377	1,474	1,510	1,617	1,727	2,147	-	1,474
07402電気機械組立工	1,149	1,308	1,399	1,434	1,535	1,640	2,038	-	1,381
07403電気通信機械器具組立工	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068	-	1,328
07404電子応用機械器具組立工	1,145	1,303	1,395	1,429	1,530	1,634	2,031	-	1,421
07405民生用電子・電気機械器具組立工	1,093	1,244	1,331	1,364	1,460	1,560	1,939	-	1,272
07406半導体製品製造工	1,170	1,331	1,425	1,460	1,563	1,670	2,076	-	1,355
07407電球・電子管・電池製造工	1,161	1,321	1,414	1,449	1,551	1,657	2,060	-	1,283
07408電線製造工	1,071	1,219	1,304	1,337	1,431	1,528	1,900	-	1,200
07409電子機器部品組立工	1,097	1,248	1,336	1,369	1,466	1,565	1,946	-	1,261
07410他の電気機械器具組立工	1,167	1,328	1,421	1,456	1,559	1,665	2,070	-	1,409
07411自動車組立工	1,173	1,335	1,429	1,464	1,567	1,674	2,081	-	1,347
07412輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	1,168	1,329	1,423	1,458	1,560	1,667	2,072	-	1,378
07413計量計測機器・光学機械器具組立工	1,124	1,279	1,369	1,403	1,502	1,604	1,994	-	1,298
075機械整備・修理工	1,220	1,388	1,486	1,523	1,630	1,741	2,164	-	1,493
07501はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工	1,223	1,392	1,490	1,526	1,634	1,745	2,170	-	1,491
07502電気機械器具整備・修理工	1,242	1,413	1,513	1,550	1,659	1,772	2,203	-	1,588
07503自動車整備・修理工	1,215	1,383	1,480	1,516	1,623	1,734	2,155	-	1,482
07504輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）	1,218	1,386	1,484	1,520	1,627	1,738	2,161	-	1,465
07505計量計測機器・光学機械器具整備・修理工	1,268	1,443	1,544	1,582	1,694	1,809	2,249	-	1,494
076製品検査工（金属製品）	1,153	1,312	1,404	1,439	1,540	1,645	2,045	-	1,354
07601金属材料検査工	1,155	1,314	1,407	1,441	1,543	1,648	2,049	-	1,329
07602金属加工・溶接検査工	1,153	1,312	1,404	1,439	1,540	1,645	2,045	-	1,362
077製品検査工（食料品等）	1,138	1,295	1,386	1,420	1,520	1,624	2,019	-	1,278
07701食料品検査工	1,149	1,308	1,399	1,434	1,535	1,640	2,038	-	1,288
07702飲料・たばこ検査工	1,079	1,228	1,314	1,347	1,442	1,540	1,914	1,099	1,213

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,130	1,286	1,376	1,410	1,510	1,613	2,005	-	1,276
07801化学製品検査工	1,206	1,372	1,469	1,505	1,611	1,721	2,139	-	1,393
07802窯業・土石製品検査工	1,200	1,366	1,462	1,498	1,603	1,712	2,129	-	1,386
07803紡織製品・衣服・繊維製品検査工	1,042	1,186	1,269	1,300	1,392	1,487	1,849	-	1,141
07804木製品・パルプ・紙製品検査工	1,095	1,246	1,334	1,367	1,463	1,563	1,943	-	1,214
07805印刷・製本検査工	1,089	1,239	1,326	1,359	1,455	1,554	1,932	-	1,217
07806ゴム・プラスチック製品検査工	1,089	1,239	1,326	1,359	1,455	1,554	1,932	-	1,208
07899その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,141	1,298	1,390	1,424	1,524	1,628	2,024	-	1,301
079機械検査工	1,168	1,329	1,423	1,458	1,560	1,667	2,072	-	1,365
07901はん用・生産用・業務用機械器具検査工	1,202	1,368	1,464	1,500	1,606	1,715	2,132	-	1,430
07902電気機械器具検査工	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,621	2,015	-	1,318
07903自動車検査工	1,171	1,333	1,426	1,461	1,564	1,671	2,077	1,181	1,343
07904輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	1,208	1,375	1,471	1,508	1,614	1,724	2,143	-	1,454
07905計量計測機器・光学機械器具検査工	1,150	1,309	1,401	1,435	1,536	1,641	2,040	-	1,325
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	1,250	1,423	1,523	1,560	1,670	1,784	2,218	-	1,568
08001建築塗装工	1,259	1,433	1,533	1,571	1,682	1,797	2,233	-	1,644
08002塗装工（建物を除く）	1,222	1,391	1,488	1,525	1,633	1,744	2,168	-	1,467
08003画工・看板制作工	1,203	1,369	1,465	1,501	1,607	1,717	2,134	-	1,457
08004製図工（建物・土木施設）	1,297	1,476	1,580	1,619	1,733	1,851	2,301	-	1,663
08005製図工（建物・土木施設を除く）	1,235	1,405	1,504	1,541	1,650	1,762	2,191	-	1,545
08006バタンナー	1,172	1,334	1,427	1,463	1,566	1,672	2,079	-	1,342
08099その他の生産関連の職業	1,195	1,360	1,456	1,491	1,597	1,705	2,120	-	1,443
081生産類似の職業	1,159	1,319	1,412	1,446	1,548	1,654	2,056	-	1,341
08101生産類似の職業	1,159	1,319	1,412	1,446	1,548	1,654	2,056	-	1,341
13配送・輸送・機械運転の職業	1,317	1,499	1,604	1,644	1,760	1,879	2,336	-	1,480
082配送・集荷の職業	1,258	1,432	1,532	1,570	1,681	1,795	2,232	-	1,393
08201荷物配達員	1,243	1,415	1,514	1,551	1,661	1,774	2,205	-	1,393
08202ルート配達員	1,268	1,443	1,544	1,582	1,694	1,809	2,249	-	1,396
08203郵便集配員、電報配達員	1,168	1,329	1,423	1,458	1,560	1,667	2,072	1,239	1,226
08204新聞配達員	1,262	1,436	1,537	1,575	1,686	1,801	2,239	-	1,407
083貨物自動車運転の職業	1,410	1,605	1,717	1,760	1,884	2,012	2,501	-	1,587
08301大型トラック運転手	1,492	1,698	1,817	1,862	1,993	2,129	2,647	-	1,696
08302中型・小型トラック運転手	1,349	1,535	1,643	1,684	1,802	1,925	2,393	-	1,506
08303トレーラートラック運転手	1,578	1,796	1,922	1,969	2,108	2,252	2,799	-	1,813
08304ダンプカー運転手	1,363	1,551	1,660	1,701	1,821	1,945	2,418	-	1,532
08399その他の貨物自動車運転の職業	1,322	1,504	1,610	1,650	1,766	1,886	2,345	-	1,467
084バス運転の職業	1,243	1,415	1,514	1,551	1,661	1,774	2,205	-	1,368
08401路線バス・貸切バス運転手	1,248	1,420	1,520	1,558	1,667	1,781	2,214	-	1,387
08402送迎バス運転手	1,227	1,396	1,494	1,531	1,639	1,751	2,177	-	1,311
085乗用車運転の職業	1,132	1,288	1,379	1,413	1,512	1,615	2,008	-	1,219
08501自家用乗用車運転手（役職員送迎）	1,449	1,649	1,765	1,808	1,936	2,068	2,571	-	1,566
08502自家用乗用車運転手（利用者送迎）	1,109	1,262	1,351	1,384	1,482	1,583	1,967	-	1,188
08503タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く）	1,099	1,251	1,339	1,372	1,468	1,568	1,950	-	1,179
08504介護タクシー運転手	1,159	1,319	1,412	1,446	1,548	1,654	2,056	-	1,302
08599その他の乗用車運転の職業	1,162	1,322	1,415	1,450	1,552	1,658	2,061	-	1,277
086その他の自動車運転の職業	1,309	1,490	1,594	1,634	1,749	1,868	2,322	-	1,493
08699その他の自動車運転の職業	1,309	1,490	1,594	1,634	1,749	1,868	2,322	-	1,493
087鉄道・船舶・航空機運転の職業	1,258	1,432	1,532	1,570	1,681	1,795	2,232	1,270	1,469
08701鉄道運転士	1,037	1,180	1,263	1,294	1,385	1,480	1,840	-	1,176
08702船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	1,400	1,593	1,705	1,747	1,870	1,998	2,484	1,406	1,654
08703船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
08704航空機操縦士	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
088その他の輸送の職業	1,229	1,399	1,497	1,534	1,642	1,754	2,180	-	1,349
08801車掌	1,039	1,182	1,266	1,297	1,388	1,483	1,843	-	1,091
08802鉄道車両入換・編成作業員	1,044	1,188	1,272	1,303	1,395	1,490	1,852	-	1,113
08803甲板員、船舶機関員	1,363	1,551	1,660	1,701	1,821	1,945	2,418	-	1,573
08804フォークリフト運転作業員	1,228	1,397	1,496	1,533	1,641	1,752	2,178	-	1,344
08899他に分類されない輸送の職業	1,235	1,405	1,504	1,541	1,650	1,762	2,191	-	1,406
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,307	1,487	1,592	1,631	1,746	1,865	2,319	-	1,529
08901ビル設備管理員	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287	-	1,458
08902発電員、変電員	1,281	1,458	1,560	1,599	1,711	1,828	2,272	-	1,573
08903ボイラーオペレーター	1,179	1,342	1,436	1,471	1,575	1,682	2,092	-	1,359
08904クレーン・巻上機運転工	1,355	1,542	1,650	1,691	1,810	1,934	2,404	-	1,637
08905建設機械運転工	1,377	1,567	1,677	1,718	1,840	1,965	2,443	-	1,637
08999その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,193	1,358	1,453	1,489	1,594	1,702	2,116	-	1,391
14建設・土木・電気工事の職業	1,314	1,495	1,600	1,640	1,756	1,875	2,331	-	1,642
090建設躯体工事の職業	1,376	1,566	1,676	1,717	1,838	1,964	2,441	-	1,743
09001型枠大工	1,345	1,531	1,638	1,679	1,797	1,919	2,386	-	1,716
09002とび工	1,403	1,597	1,709	1,751	1,874	2,002	2,489	-	1,794
09003解体工	1,370	1,559	1,669	1,710	1,830	1,955	2,430	-	1,689
09004鉄筋工	1,341	1,526	1,633	1,674	1,792	1,914	2,379	-	1,694
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,314	1,495	1,600	1,640	1,756	1,875	2,331	-	1,651
09101大工	1,319	1,501	1,607	1,646	1,762	1,882	2,340	-	1,684
09102ブロック積工、タイル張工	1,370	1,559	1,669	1,710	1,830	1,955	2,430	-	1,705
09103屋根ふき工	1,272	1,448	1,549	1,587	1,699	1,815	2,257	-	1,642
09104左官	1,335	1,519	1,626	1,666	1,784	1,905	2,368	-	1,682
09105畳工	1,183	1,346	1,441	1,476	1,580	1,688	2,099	-	1,383
09106配管工	1,298	1,477	1,581	1,620	1,734	1,852	2,303	-	1,637
09107内装工	1,308	1,489	1,593	1,632	1,747	1,867	2,320	-	1,641
09108防水工	1,364	1,552	1,661	1,702	1,822	1,946	2,420	-	1,737
09199その他の建設の職業	1,321	1,503	1,609	1,649	1,765	1,885	2,343	-	1,632
092土木の職業	1,314	1,495	1,600	1,640	1,756	1,875	2,331	-	1,610
09201建設・土木作業員	1,313	1,494	1,599	1,639	1,754	1,874	2,329	-	1,609
09202舗装作業員	1,316	1,498	1,603	1,642	1,758	1,878	2,335	-	1,619
09203鉄道線路工事作業員	1,368	1,557	1,666	1,707	1,828	1,952	2,427	-	1,596
09204ダム・トンネル掘削作業員	1,822	2,073	2,219	2,274	2,434	2,600	3,232	1,846	2,366
093採掘の職業	1,282	1,459	1,561	1,600	1,713	1,829	2,274	-	1,499
09301砂利・砂・粘土採取作業員	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287	-	1,474
09399その他の採掘の職業	1,280	1,457	1,559	1,597	1,710	1,827	2,271	1,394	1,509
094電気・通信工事の職業	1,277	1,453	1,555	1,594	1,706	1,822	2,265	-	1,621
09401送電線架線・敷設作業員	1,338	1,523	1,630	1,670	1,788	1,909	2,374	-	1,653
09402配電線架線・敷設作業員	1,248	1,420	1,520	1,558	1,667	1,781	2,214	-	1,546
09403通信線架線・敷設作業員	1,190	1,354	1,449	1,485	1,590	1,698	2,111	-	1,501
09404電気通信設備工事作業員	1,265	1,440	1,541	1,579	1,690	1,805	2,244	-	1,588
09405電気工事作業員	1,281	1,458	1,560	1,599	1,711	1,828	2,272	-	1,630
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,194	1,359	1,454	1,490	1,595	1,704	2,118	-	1,322
095荷役・運搬作業員	1,213	1,380	1,477	1,514	1,621	1,731	2,152	-	1,346
09501港湾荷役作業員	1,187	1,351	1,446	1,481	1,586	1,694	2,106	-	1,332
09502陸上荷役・運搬作業員	1,267	1,442	1,543	1,581	1,693	1,808	2,248	-	1,407
09503倉庫作業員	1,205	1,371	1,468	1,504	1,610	1,720	2,138	-	1,338
09504梱包作業員	1,144	1,302	1,393	1,428	1,528	1,632	2,029	-	1,269

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
096清掃・洗浄作業員	1,194	1,359	1,454	1,490	1,595	1,704	2,118	-	1,316
09601ビル・建物清掃員	1,138	1,295	1,386	1,420	1,520	1,624	2,019	-	1,221
09602ハウスクリーニング作業員	1,212	1,379	1,476	1,513	1,619	1,730	2,150	-	1,410
09603旅館・ホテル客室清掃整備員	1,199	1,364	1,460	1,496	1,602	1,711	2,127	-	1,310
09604道路・公園清掃員	1,230	1,400	1,498	1,535	1,643	1,755	2,182	-	1,386
09605ごみ収集・し尿汲取作業員	1,201	1,367	1,463	1,499	1,605	1,714	2,131	-	1,302
09606産業廃棄物収集作業員	1,257	1,430	1,531	1,569	1,679	1,794	2,230	-	1,403
09607乗物洗浄・清掃員	1,222	1,391	1,488	1,525	1,633	1,744	2,168	-	1,418
09699その他の清掃・洗浄作業員	1,273	1,449	1,551	1,589	1,701	1,817	2,258	-	1,444
097包装作業員	1,099	1,251	1,339	1,372	1,468	1,568	1,950	-	1,193
09701製品包装作業員	1,099	1,251	1,339	1,372	1,468	1,568	1,950	-	1,193
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	1,110	1,263	1,352	1,385	1,483	1,584	1,969	-	1,194
098選別・ピッキング作業員	1,187	1,351	1,446	1,481	1,586	1,694	2,106	-	1,296
09801選別作業員	1,195	1,360	1,456	1,491	1,597	1,705	2,120	-	1,311
09802ピッキング作業員	1,175	1,337	1,431	1,466	1,570	1,677	2,084	-	1,276
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,192	1,356	1,452	1,488	1,593	1,701	2,115	-	1,340
09901工場業務員	1,193	1,358	1,453	1,489	1,594	1,702	2,116	-	1,334
09902小売店品出し・陳列・補充作業員	1,172	1,334	1,427	1,463	1,566	1,672	2,079	-	1,302
09903洗い場作業員	1,148	1,306	1,398	1,433	1,534	1,638	2,037	-	1,216
09904用務員	1,095	1,246	1,334	1,367	1,463	1,563	1,943	-	1,182
09999他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,214	1,382	1,479	1,515	1,622	1,732	2,154	-	1,389

注1) 上記職業分類は、令和4年改定「厚生労働省編職業分類」に基づくもの

注2) 「基準値(0年)」の数値は、令和6年度にハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金(月給)の下限額の平均を、一定の計算方法(月額×12÷52÷40)で時給換算し、賃金構造基本統計調査から計算した賞与指数「1.02」を乗じて作成

注3) 賞与指数の計算には、賃金構造基本統計調査の動続0年の特別給与が使われているが、賃金構造基本統計調査の動続0年の特別給与は、採用日から6月30日までに支給されたものを集計しているため、採用日によっては冬季に支給される特別給与が含まれていない場合がある

注4) 各年の数値は、基準値(0年)に賃金構造基本統計調査(産業計)から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

注5) 一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値(0年)が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値(0年)とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

注6) 「基準値(0年)最大値」の数値は、過去に適用された当該職種の基準値(0年)の額が、令和8年度に適用される基準値(0年)よりも高い場合にその最大の額を記載

なお、令和8年度に適用される基準値(0年)の額が最も高い場合は「-」と記載

注7) 「参考値(0年)」の数値は、令和6年度にハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人に係る求人賃金(月給)の上限額と下限額の間接値の平均を時給換算(月額×12÷52÷40)し、賞与指数「1.02」を乗じた数値

注8) 求人件数が30件未満の場合は「-」と表示

## 職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数 (※)
全国計	100.0
北海道	94.8
青森	85.4
岩手	87.7
宮城	96.3
秋田	86.9
山形	89.2
福島	92.5
茨城	101.0
栃木	99.6
群馬	99.0
埼玉	107.2
千葉	106.7
東京	111.4
神奈川	110.1
新潟	94.4
富山	96.4
石川	97.0
福井	97.0
山梨	99.3
長野	96.9
岐阜	100.5
静岡	100.7
愛知	104.4
三重	98.6
滋賀	98.9
京都	101.5
大阪	107.4
兵庫	102.3
奈良	102.8
和歌山	94.1
鳥取	89.6
島根	87.8
岡山	95.7
広島	97.4
山口	91.9
徳島	91.7
香川	95.2
愛媛	92.0
高知	89.4
福岡	96.4
佐賀	89.5
長崎	87.3
熊本	89.9
大分	90.9
宮崎	86.8
鹿児島	89.5
沖縄	89.5

※ 令和4年度から令和6年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

## 職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数（※）
全国計	100.0
北海道	94.8
0101 札幌計	99.7
0102 函館計	92.3
0103 旭川計	90.0
0104 帯広計	94.4
0105 北見計	90.4
0106 紋別計	89.8
0107 小樽計	89.1
0108 滝川計	90.0
0109 釧路計	90.7
0110 室蘭計	92.9
0111 岩見沢計	93.0
0112 稚内計	91.4
0113 岩内計	96.8
0114 留萌計	91.0
0115 名寄計	91.9
0116 浦河計	93.3
0118 網走計	90.1
0119 苫小牧計	94.1
0120 根室計	90.8
0123 札幌東計	95.5
0124 札幌北計	97.2
0125 千歳計	94.3
青森	85.4
0201 青森計	85.9
0202 八戸計	85.9
0203 弘前計	83.9
0204 むつ計	86.9
0205 野辺地計	86.9
0206 五所川原計	80.4
0208 三沢計	87.2
0209 黒石計	81.7

	ハローワーク別地域指数（※）
岩手	87.7
0301 盛岡計	89.0
0302 釜石計	83.6
0303 宮古計	83.9
0304 花巻計	89.1
0305 一関計	88.4
0306 水沢計	86.4
0307 北上計	89.8
0308 大船渡計	85.1
0309 二戸計	82.6
0310 久慈計	83.5
宮城	96.3
0401 仙台計	99.4
0402 石巻計	89.3
0403 塩釜計	95.3
0404 古川計	90.4
0405 大河原計	89.8
0406 築館計	88.7
0407 迫計	87.0
0408 気仙沼計	87.1
秋田	86.9
0501 秋田計	89.1
0502 能代計	87.9
0503 大館計	84.8
0504 大曲計	85.3
0505 本荘計	87.4
0506 横手計	83.8
0507 湯沢計	83.1
0508 鹿角計	83.9
山形	89.2
0601 山形計	90.8
0602 米沢計	89.0
0603 酒田計	88.4
0604 鶴岡計	88.6
0605 新庄計	87.5
0606 長井計	86.5
0607 村山計	90.0
0608 寒河江計	89.3

	ハローワーク別地域指数（※）
福島	92.5
0701 福島計	90.0
0702 いわき計	93.4
0703 会津若松計	86.8
0704 郡山計	96.4
0705 白河計	90.4
0706 須賀川計	91.2
0708 二本松計	89.8
0712 相双計	95.0
茨城	101.0
0801 水戸計	98.7
0802 日立計	97.9
0803 筑西計	98.6
0804 土浦計	102.9
0805 古河計	106.1
0806 常総計	102.9
0808 石岡計	99.6
0809 常陸大宮計	93.6
0810 龍ヶ崎計	102.9
0811 高萩計	92.8
0812 常陸鹿嶋計	101.7
栃木	99.6
0901 宇都宮計	100.7
0902 鹿沼計	103.6
0903 栃木計	98.5
0904 佐野計	99.5
0905 足利計	98.1
0906 真岡計	95.7
0907 矢板計	97.8
0908 大田原計	97.1
0909 小山計	100.0
0911 日光計	96.7
0912 黒磯計	96.6

	ハローワーク別地域指数 (※)
群馬	99.0
1001 前橋計	96.1
1002 高崎計	100.7
1003 桐生計	94.8
1004 伊勢崎計	101.6
1005 太田計	101.1
1006 館林計	99.5
1007 沼田計	96.8
1008 群馬富岡計	95.9
1009 藤岡計	96.0
1010 渋川計	96.8
埼玉	107.2
1101 川口計	106.7
1102 熊谷計	101.9
1103 大宮計	108.1
1104 川越計	105.8
1105 浦和計	108.0
1106 所沢計	105.1
1107 秩父計	96.5
1108 春日部計	106.1
1109 行田計	100.8
1110 草加計	115.0
1111 朝霞計	106.4
1112 越谷計	107.6
千葉	106.7
1201 千葉計	108.4
1202 市川計	108.6
1203 銚子計	100.6
1204 館山計	99.4
1205 木更津計	105.7
1206 佐原計	99.7
1207 茂原計	102.6
1208 松戸計	107.4
1209 船橋計	109.2
1210 成田計	106.2
1211 千葉南計	104.3

	ハローワーク別地域指数（※）
東京	111.4
1301 飯田橋計	112.4
1303 上野計	108.7
1304 品川計	110.9
1306 大森計	111.8
1307 渋谷計	112.8
1308 新宿計	114.2
1309 池袋計	111.8
1310 王子計	110.4
1311 足立計	110.1
1312 墨田計	113.6
1313 木場計	109.9
1314 八王子計	107.8
1315 立川計	107.8
1316 青梅計	107.5
1317 三鷹計	110.3
1319 町田計	109.5
1320 府中計	108.3
神奈川	110.1
1401 横浜計	112.3
1403 戸塚計	108.6
1404 川崎計	110.7
1405 横須賀計	106.4
1406 平塚計	106.8
1407 小田原計	104.5
1408 藤沢計	109.1
1409 相模原計	110.5
1410 厚木計	106.9
1411 松田計	106.0
1412 横浜南計	110.1
1414 川崎北計	109.9
1415 港北計	111.4
1416 大和計	106.9

	ハローワーク別地域指数（※）
新潟	94.4
1501 新潟計	98.1
1502 長岡計	93.3
1503 上越計	93.7
1504 三条計	93.5
1505 柏崎計	92.7
1506 新発田計	93.4
1507 新津計	93.2
1508 十日町計	87.5
1510 糸魚川計	91.4
1511 巻計	92.1
1512 南魚沼計	94.1
1513 佐渡計	85.9
1514 村上計	88.6
富山	96.4
1601 富山計	97.2
1602 高岡計	96.5
1604 魚津計	94.4
1605 砺波計	93.9
1606 氷見計	93.8
1607 滑川計	97.0
石川	97.0
1701 金沢計	98.8
1702 小松計	94.8
1703 七尾計	93.2
1705 加賀計	97.6
1708 白山計	97.1
1709 輪島計	87.9
福井	97.0
1801 福井計	97.7
1802 武生計	96.7
1803 大野計	91.5
1804 三国計	98.6
1805 敦賀計	96.0
1806 小浜計	96.2

	ハローワーク別地域指数（※）
山梨	99.3
1901 甲府計	99.3
1903 塩山計	96.7
1904 韮崎計	99.1
1905 鰍沢計	97.8
1907 富士吉田所計	100.3
長野	96.9
2001 長野計	97.3
2002 松本計	96.5
2004 上田計	95.7
2005 飯田計	96.0
2006 伊那計	98.9
2007 篠ノ井計	96.7
2008 飯山計	94.4
2010 木曾福島計	94.2
2011 佐久計	98.2
2012 大町計	95.9
2013 須坂計	94.7
2014 諏訪計	97.7
岐阜	100.5
2101 岐阜計	101.5
2102 大垣計	99.9
2103 多治見計	102.3
2104 高山計	98.5
2105 恵那計	96.9
2106 関計	99.2
2107 美濃加茂計	97.8
2109 中津川計	95.6

	ハローワーク別地域指数（※）
静岡	100.7
2201 静岡計	100.7
2202 浜松計	101.7
2203 沼津計	101.9
2204 清水計	99.8
2205 三島計	101.8
2206 掛川計	99.5
2207 富士宮計	97.5
2208 島田計	98.7
2209 磐田計	99.5
2210 富士計	99.2
2211 下田計	98.2
2212 焼津計	100.0
愛知	104.4
2301 名古屋東計	106.9
2302 名古屋中計	105.5
2303 名古屋南計	104.8
2304 豊橋計	104.4
2305 岡崎計	102.8
2306 一宮計	104.2
2307 半田計	102.2
2308 瀬戸計	101.0
2309 豊田計	101.7
2310 津島計	102.8
2311 刈谷計	102.4
2312 西尾計	101.0
2313 犬山計	103.2
2314 豊川計	100.0
2315 新城計	97.2
2317 春日井計	105.1
三重	98.6
2401 四日市計	102.1
2402 伊勢計	96.2
2403 津計	95.6
2404 松阪計	97.5
2405 桑名計	100.8
2406 伊賀計	99.6
2408 尾鷲計	90.1
2409 鈴鹿計	100.4

	ハローワーク別地域指数（※）
滋賀	98.9
2501 大津計	98.9
2502 長浜計	96.0
2503 彦根計	97.8
2504 東近江計	98.9
2505 甲賀計	98.1
2506 草津計	100.9
京都	101.5
2601 京都西陣計	100.8
2602 京都七条計	103.2
2603 伏見計	102.2
2604 京都田辺計	104.0
2605 福知山計	98.7
2606 舞鶴計	98.2
2607 峰山計	93.7
2608 宇治計	103.2
大阪	107.4
2701 大阪東計	106.8
2702 梅田計	108.6
2703 大阪西計	108.0
2704 阿倍野計	105.9
2706 淀川計	106.2
2707 布施計	108.4
2708 堺計	106.2
2709 岸和田計	104.8
2710 池田計	105.3
2711 泉大津計	104.9
2712 藤井寺計	106.9
2713 枚方計	107.3
2714 泉佐野計	105.1
2715 茨木計	106.9
2716 河内長野計	103.2
2718 門真計	106.5

	ハローワーク別地域指数（※）
兵庫	102.3
2801 神戸計	103.0
2802 灘計	108.4
2803 尼崎計	105.1
2804 西宮計	105.8
2805 姫路計	100.1
2806 加古川計	101.1
2807 伊丹計	102.6
2808 明石計	101.9
2809 豊岡計	96.8
2810 西脇計	99.0
2811 洲本計	95.4
2813 柏原計	99.3
2820 西神計	101.7
2821 龍野計	98.6
奈良	102.8
2901 奈良計	107.4
2902 大和高田計	100.6
2903 桜井計	98.3
2904 下市計	96.4
2905 大和郡山計	98.9
和歌山	94.1
3001 和歌山計	95.0
3002 新宮計	93.9
3003 田辺計	91.8
3004 御坊計	90.6
3005 湯浅計	94.3
3006 海南計	94.2
3007 橋本計	92.0
鳥取	89.6
3101 鳥取計	89.1
3102 米子計	90.1
3103 倉吉計	88.9

	ハローワーク別地域指数（※）
島根	87.8
3201 松江計	88.2
3202 浜田計	85.9
3203 出雲計	89.4
3204 益田計	87.5
3205 雲南計	86.4
3206 石見大田計	84.7
岡山	95.7
3301 岡山計	98.4
3302 津山計	91.2
3303 倉敷中央計	95.5
3304 玉野計	92.4
3306 和気計	95.8
3307 高梁計	91.7
3308 笠岡計	93.6
3311 西大寺計	96.5
広島	97.4
3401 広島計	99.5
3402 広島西条計	96.2
3403 呉計	94.8
3404 尾道計	92.1
3405 福山計	97.5
3406 三原計	93.8
3407 三次計	93.2
3408 可部計	97.5
3411 府中計	92.2
3414 広島東計	98.5
3415 廿日市計	95.5
山口	91.9
3501 山口計	91.8
3502 下関計	91.9
3503 宇部計	91.0
3505 防府計	92.7
3506 萩計	89.5
3507 徳山計	91.4
3508 下松計	93.1
3509 岩国計	93.2
3510 柳井計	90.7

	ハローワーク別地域指数（※）
徳島	91.7
3601 徳島計	92.2
3603 三好計	88.1
3604 美馬計	91.0
3605 阿南計	90.3
3606 吉野川計	89.0
3607 鳴門計	92.0
香川	95.2
3701 高松計	95.9
3702 丸亀計	95.9
3703 坂出計	95.8
3704 観音寺計	92.7
3705 さぬき計	93.1
3706 土庄計	89.9
愛媛	92.0
3801 松山計	93.4
3802 今治計	90.9
3803 八幡浜計	83.9
3804 宇和島計	86.3
3805 新居浜計	91.9
3806 西条計	91.9
3807 四国中央計	95.7
3808 大洲計	86.3
高知	89.4
3901 高知計	90.2
3902 須崎計	88.7
3903 四万十計	84.2
3904 安芸計	85.9
3905 いの計	88.3

	ハローワーク別地域指数（※）
福岡	96.4
4001 福岡中央計	100.9
4002 飯塚計	92.9
4003 大牟田計	90.1
4004 八幡計	94.6
4005 久留米計	93.3
4006 小倉計	96.4
4008 直方計	94.3
4009 田川計	91.3
4010 行橋計	91.4
4012 福岡東計	99.4
4014 八女計	90.0
4015 朝倉計	91.2
4018 福岡南計	96.3
4019 福岡西計	95.0
佐賀	89.5
4101 佐賀計	90.0
4102 唐津計	89.9
4103 武雄計	88.1
4104 伊万里計	88.4
4105 鳥栖計	91.3
4106 鹿島計	85.4
長崎	87.3
4201 長崎計	89.6
4202 佐世保計	87.5
4203 諫早計	86.2
4204 大村計	85.9
4205 島原計	82.4
4206 江迎計	84.4
4207 五島計	82.7
4208 対馬計	83.0

	ハローワーク別地域指数（※）
熊本	89.9
4301 熊本計	92.2
4302 八代計	89.6
4303 菊池計	89.1
4304 玉名計	87.8
4306 天草計	83.4
4307 球磨計	82.9
4308 宇城計	90.2
4309 阿蘇計	87.6
4310 水俣計	84.6
大分	90.9
4401 大分計	93.0
4402 別府計	88.7
4403 中津計	88.3
4404 日田計	88.9
4406 佐伯計	89.8
4407 宇佐計	87.2
4408 豊後大野計	86.7
宮崎	86.8
4501 宮崎計	88.3
4502 延岡計	84.5
4503 日向計	86.4
4504 都城計	87.0
4505 日南計	82.0
4506 高鍋計	84.1
4507 小林計	85.1

	ハローワーク別地域指数（※）
鹿児島	89.5
4601 鹿児島計	91.7
4602 川内計	87.6
4603 鹿屋計	85.5
4604 国分計	91.2
4605 加世田計	85.9
4606 伊集院計	86.9
4608 大隅計	85.2
4609 出水計	87.3
4611 名瀬計	85.0
4612 指宿計	87.8
沖縄	89.5
4701 那覇計	90.5
4702 沖縄計	88.1
4703 名護計	84.9
4704 宮古計	90.5
4705 八重山計	88.4

※ 令和4年度から令和6年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金（月給）の上限額と下限額の間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化

## 1. 退職手当制度がある企業の割合

- 74.9% (令和5年就労条件総合調査(厚生労働省))  
 91.1% 【退職一時金制度】(令和5年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))  
 95.5% 【退職年金制度】(令和5年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))  
 92.3% (令和3年民間企業退職給付調査(人事院))  
 64.2% (令和6年中小企業の賃金・退職金事情(東京都))

## 2. 退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合(調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
会社都合	12.4	18.3	8.0	45.9	2.5	9.9
自己都合	4.5	12.7	9.3	57.0	2.8	12.0

令和5年就労条件総合調査(厚生労働省)

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数(調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
会社都合	55.1	29.7	5.1	8.7
自己都合	4.3	28.3	15.2	49.3

令和5年賃金事情等総合調査(中央労働委員会)

退職一時金受給のための最低勤続年数(調査産業計) (%)

	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上	無記入
会社都合	8.4	19.7	8.1	34.4	2.3	8.4	18.7
自己都合	0.3	14.2	11.6	47.3	3.3	11.4	11.9

令和6年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)

### 3. 退職手当の支給月数

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	36.0	38.6	34.3	35.7
20～24年	19.6	15.5	14.3	14.4
25～29年	31.5	17.4	20.4	19.1
30～34年	34.5	27.3	25.3	23.0
35年以上	38.9	42.3	39.8	44.2

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	27.9	33.8	25.0	-
20～24年	27.4	21.0	-	-
25～29年	27.7	38.6	22.2	-
30～34年	28.0	42.4	20.9	-
35年以上	28.0	31.0	32.1	-

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	30.3	33.3	29.5	22.6
20～24年	15.9	11.4	10.8	20.8
25～29年	23.2	23.8	20.5	11.6
30～34年	39.4	25.7	31.6	31.6
35年以上	43.0	47.3	46.8	17.9

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	39.9	58.0	60.7	-
20～24年	41.5	-	23.0	-
25～29年	38.0	33.8	51.2	-
30～34年	44.0	54.9	61.4	-
35年以上	30.3	62.5	62.6	-

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	大卒（総合職） 事務・技術労働者		大卒（一般職） 事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	1.3	2.7	1.7	2.8
5	2.2	4.2	2.9	4.7
10	5.1	8.5	6.3	9.7
15	9.3	13.4	11.9	16.4
20	14.3	19.2	21.4	28.2
25	20.7	25.8	30.5	40.8
30	28.4	32.8	36.9	44.0
35	36.7	40.6	47.7	56.2
38	39.7	43.7	50.8	60.3
定年	-	45.1	-	62.3

令和5年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	1.0	2.1	1.3	2.8
5	1.8	3.8	2.2	4.2
10	4.5	7.7	5.4	9.0
15	8.7	13.5	10.1	15.1
20	13.7	17.0	19.0	28.1
25	22.5	25.5	25.7	33.1
30	30.1	33.4	34.4	40.3
35	37.8	40.5	40.2	46.6
40	34.3	38.3	44.9	53.7
定年	-	40.9	-	60.3

令和5年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金月収換算月数 (月)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	1.1	2.0	1.4	2.3	1.2	2.8
5	2.0	3.5	2.6	4.2	2.2	4.5
10	4.8	7.4	5.9	8.5	5.2	9.1
15	8.7	12.4	10.2	13.6	9.1	13.8
20	14.2	17.9	19.1	24.1	15.5	20.4
25	21.1	25.2	25.6	29.5	22.8	27.5
30	29.0	32.8	32.8	37.1	29.6	34.2
35	34.2	38.1	41.8	45.5	37.8	42.3
42	41.4	46.0	50.3	53.7	43.5	46.0
定年	-	46.8	-	55.1	-	45.6

令和5年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

## モデル退職金（調査産業計）

（月）

勤続 年数	高校卒		勤続 年数	高専・短大卒		勤続 年数	大学卒	
	自己都合	会社都合		自己都合	会社都合		自己都合	会社都合
1	0.3	0.5	1	0.3	0.5	1	0.2	0.4
3	0.9	1.3	3	1.0	1.3	3	0.9	1.3
5	1.8	2.3	5	1.8	2.2	5	1.7	2.3
10	3.9	5.0	10	3.9	5.8	10	3.9	5.0
15	6.9	8.6	15	6.4	7.8	15	6.6	8.1
20	9.3	11.1	20	9.3	10.9	20	9.8	11.6
25	12.9	15.2	25	12.2	14.3	25	13.0	15.8
30	15.9	18.1	30	15.1	17.2	30	17.8	18.4
35	18.1	20.4	35	17.6	19.9	33	18.1	20.2
37	18.4	21.0	定年	-	23.5	定年	-	24.9
定年	-	23.5	-	-	-	-	-	-

令和6年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

## 標準者退職金の支給月数

（月）

勤続 年数	大学卒 管理・事務・技術職 会社都合		勤続 年数	高校卒 管理・事務・技術職 会社都合		勤続 年数	高校卒 現業職 会社都合	
	勤続 年数	支給月数		勤続 年数	支給月数		勤続 年数	支給月数
1	1	1.2	1	1.0	1	1	1.1	
3	3	2.7	3	2.2	3	3	2.6	
5	5	4.3	5	3.7	5	5	4.4	
10	10	8.6	10	7.0	10	10	8.8	
15	15	13.2	15	11.6	15	15	12.9	
20	20	17.8	20	15.4	20	20	18.3	
25	25	23.1	25	20.9	25	25	24.4	
30	30	29.7	30	27.2	30	30	30.3	
33	33	32.4	35	32.4	35	35	36.1	
35	35	36.1	37	34.1	37	37	38.3	
38	38	38.1	39	37.3	39	39	40.7	
-	-	-	42	39.5	42	42	43.8	

2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

#### 4. 退職手当の支給金額

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者 (万円)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	1,896	1,682	1,183	1,059
20～24年	1,021	557	406	292
25～29年	1,559	618	555	498
30～34年	1,891	1,094	800	757
35年以上	2,037	1,909	1,471	1,369

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者 (万円)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	1,738	1,385	737	-
20～24年	1,383	540	-	-
25～29年	1,447	1,006	628	-
30～34年	1,795	1,825	577	-
35年以上	2,086	1,498	1,014	-

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者 (万円)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	1,441	1,280	921	731
20～24年	709	349	380	637
25～29年	1,057	829	612	362
30～34年	2,022	1,012	846	1,080
35年以上	2,115	2,026	1,641	549

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者 (万円)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	2,266	2,432	2,146	-
20～24年	2,144	-	511	-
25～29年	2,151	940	1,514	-
30～34年	2,657	2,173	2,179	-
35年以上	1,515	2,873	2,299	-

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	大卒（総合職） 事務・技術労働者		大卒（一般職） 事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	341	696	367	609
5	631	1,213	690	1,086
10	1,828	3,057	1,693	2,559
15	4,027	5,851	3,335	4,603
20	7,619	10,216	6,588	8,846
25	11,863	14,875	10,264	13,282
30	17,718	20,545	13,817	16,223
35	23,039	25,395	16,543	19,332
38	23,808	26,509	16,276	19,326
定年	-	28,584	-	20,499

令和5年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	短大・高専卒（総合職） 事務・技術労働者		短大・高専卒（一般職） 事務・技術労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	239	498	268	590
5	475	992	475	914
10	1,421	2,464	1,355	2,225
15	3,118	4,782	2,887	4,301
20	6,171	7,648	5,781	8,461
25	10,310	11,716	8,787	11,243
30	14,939	16,573	12,741	14,824
35	18,512	19,827	15,005	17,169
40	17,759	19,795	15,660	18,733
定年	-	20,284	-	19,859

令和5年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

退職事由、勤続年数別モデル退職金総額 (千円)

勤続年数	高校卒（総合職） 事務・技術労働者		高校卒（一般職） 事務・技術労働者		高校卒 生産労働者	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
3	234	417	271	453	243	553
5	444	769	541	863	475	969
10	1,336	2,038	1,413	2,048	1,328	2,308
15	2,871	3,965	2,815	3,731	2,710	4,109
20	5,223	6,531	5,818	7,248	5,149	6,780
25	8,992	10,626	8,741	10,052	8,323	10,061
30	13,164	14,705	11,932	13,442	12,117	13,994
35	16,791	18,532	16,313	17,675	16,035	17,791
42	19,528	21,430	17,758	18,979	17,321	18,380
定年	-	21,625	-	19,742	-	19,366

令和5年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

## モデル退職金（調査産業計）

（千円）

勤続 年数	高校卒 自己都合	高校卒 会社都合	勤続 年数	高専・短大卒 自己都合	高専・短大卒 会社都合	勤続 年数	大学卒 自己都合	大学卒 会社都合
1	63	97	1	59	97	1	55	96
3	196	266	3	209	282	3	215	304
5	397	513	5	406	516	5	432	574
10	985	1,264	10	1,021	1,528	10	1,125	1,448
15	1,903	2,373	15	1,856	2,270	15	2,093	2,559
20	2,881	3,428	20	3,035	3,578	20	3,468	4,081
25	4,342	5,100	25	4,373	5,099	25	5,073	6,156
30	5,757	6,570	30	5,822	6,635	30	7,507	7,762
35	7,008	7,905	35	7,217	8,153	33	7,968	8,897
37	7,398	8,419	定年	-	9,920	定年	-	11,495
定年	-	9,741	-	-	-	-	-	-

令和6年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

## 標準者退職金の支給額

（千円）

勤続 年数	大学卒 管理・事務・技術職 会社都合	勤続 年数	高校卒 管理・事務・技術職 会社都合	勤続 年数	高校卒 現業職 会社都合
1	259	1	171	1	203
3	647	3	431	3	511
5	1,169	5	787	5	909
10	2,886	10	1,841	10	2,132
15	5,198	15	3,474	15	3,742
20	8,223	20	5,565	20	5,984
25	12,090	25	8,380	25	8,814
30	16,491	30	11,627	30	11,669
33	19,318	35	15,425	35	14,638
35	20,858	37	17,078	37	15,536
38	22,433	39	18,367	39	16,440
-	-	42	19,530	42	17,820

2021年9月度退職金・年金に関する実態調査結果（日本経済団体連合会）

退職事由別平均退職給付額

(千円)

勤続年数	定年退職	会社都合退職
20年	6,178	12,909
21年	6,823	10,849
22年	7,723	9,460
23年	8,168	9,532
24年	9,404	10,885
25年	10,436	14,769
26年	11,136	18,155
27年	11,231	21,165
28年	12,587	27,888
29年	13,916	34,270
30年	14,505	38,126
31年	15,381	37,223
32年	16,593	36,024
33年	19,035	33,755
34年	22,699	34,328
35年	23,318	32,111
36年	24,372	31,218
37年	23,818	31,983
38年	23,532	31,770
39年	21,663	30,430
40年	21,574	27,923
41年	22,049	27,160
42年	22,381	28,621
43年	22,877	29,830
44年	25,119	16,630
45年以上	23,686	50,953

令和3年民間企業退職給付調査(人事院)